

聞書第八

此の一卷、第七に同じ。御國諸士の褒貶なり。

八八四 荒木九左衛門衆人に賜られて殺傷、不働の者は浪人

御歩行荒木九左衛門喧嘩の事 (一) 九月十三日夜、御歩行中山茂助道祖元の宅にて、御能役仲間十人、月見仕り候。荒木事小男にて候を、直塚勘左衛門を始め、何れもなぶり申し候。荒木腹を立て、勘左衛門を切殺し、殘人數へ切懸り申し候。 (二) 松本六左衛門片手を打落されながら、荒木が庭に下り候處を、後より片手にひつつかみ、 (三) 「うぬしが様なる者は、片手にて首ねち切つてくれん。」と、刀をもぎとり、敷居に押當て、膝にておさへ、首をつかみ候へば、氣分悪しくなり、其の儘打伏せ相果て候。それより荒木はねかへし、又切つて廻り候節、早田 (後名次郎左衛門) 槍にて仕合ひ申し、數人にて漸く取留め申し候。追て荒木は切腹、一座不働の者は残らず浪人、早田は後に差免され候。委細は覚えざるの由、追て承り合はすべきなり。

次郎左衛門は暇乞致し、早めに歸り候處に、跡に喧嘩これ有る由途中にて聞附け、取つてかへし候へば、玄關口に何の八太夫切伏せられ居り申し候。九左衛門は拔身を持ち庭に立ち居り申し、勝手より袖まくりを持ち出で候を次郎左衛門取り候て、九左衛門へ詞を懸け、卷き留め、其の後取寄り、捕へ申し候なり。

(二) 九月十三日夜 貞享四年の事である。

(二) 松本六左衛門 令安。御歩行與左衛門股安の子である。此の時廿六歳。法名鐵山淨機。

(三) うぬしが様なる者は 「うぬし」は「おぬし」と同じであるが、多く卑稱に用ひ、うぬ。貴様の意。(九二八參照)

八八五 喧嘩は留むるばかりではない、武士の仕事は潔きやうに

(一) 大石又之允喧嘩の事 又之允は倉永利兵衛掣なり。(二) 利兵衛加増の祝に客來の節

又之允取持に參り利兵衛子 (三) 市太夫も取持にて、座中亂酒に成り、又之允へ市太夫様々

雜言を申し候に付て、「小舅ながら、左様に申し候は、物見せてくるべし。」と申し候。

市太夫聞きて、「夫れは我を切るべしと云ふ事か、ならば切り候へ。」とて首を差出し申し

候。又之允堪らずして切り候へば、市太夫が耳を切落し候。其の時 (四) 江口市郎左衛

門、又之允が脇差を取り申し候。手に届き申さず候故、袖口に指を懸け、引下げ取り

申し候由なり。さ候て一座の衆立會ひ取りさかへ、又之允は宿元へ連れ歸り申し候。

市太夫浪人、又之允切腹、利兵衛は別條なく、一座の衆は閉門仰付けられ候。仰渡の趣口達有り。一兩年過ぎ候て、利兵衛浪人仰付けられ候。是は右喧嘩の節、宿元より御城に申遣はし候を利兵衛承り、「當番を明け申すものにてこれ無しと存じ、終に罷歸らず候故、様子存ぜず候」由申出で候に付て、御咎これ無く候。然る處に、其の節早速罷歸り候道にて、又之允に行合ひ申され候。又之允詞を懸け、「利兵衛殿にて候や。唯今遁れぬ事にて市太夫を切り申し候。切留め申さざる事殘念に候。定めて遺恨に思召さるべし。」と申し候に付て、又之允同道、人押隔て、通り申され候。此の事世間に隠れなく候故、一兩年過ぎ候てより、御改めこれ有り、利兵衛浪人なり。追て委細承り合はすべきなり。

私に云ふ、總じて酒宴の座にては、(五)不意の覺悟仕るべき事勿論なり。正體もなく酔伏し不働の惡名取り候ては、是非に及ばざる事に候。大酒の節、必定不覺の事有るべきなり。屹度覺悟をすゑ、大酒仕るまじきなり。謂はれ有りて其の座を早く立ち跡にて喧嘩これ有り候節さへ、後日沙汰不出來のものなり。尤も其の様の時は聞附くと早速駈附け、一言が大事なるべし。又(六)ども同朋輩なれば其の座に在るからは、後難を思はず、恥かゝぬ様に事をさせ、様子により(七)打果させ然るべき事なり。大方は喧

嘩くわといへば、とむる合點がてんばかりにて候さうらふ。とかく我が身みにもせよ、人ひとの上うへにもせよ、武士ぶしの仕事しごとは、聞いてもいさぎよき様ようにするばかりなり。

此この事江口市郎左衛門こえぐちいちろうざゑもんへ尋ね候へば、晝ひるよりの客人きやくじん諸岡金右衛門もろおかきんざゑもん山領善兵衛やまのりぜんべゑ伊香賀武いかがぶ右衛門さゑもん杉町彦右衛門すぎまちひこうさゑもんにて候さうらふ。晩方ばんがたの客きやく(八)伊東勘左衛門いとうかんざゑもん市郎左衛門いちろうざゑもん杉町傳介すぎまちでんすけにて候さうらふ。初はじつは座ざにて、又之允またのじよう市太夫いちだいふ取持とりもちにて、夜よに入り、茶ちやの間まにて酒出さけいで申し候さうらふ。晝ひるよりの大酒たいしゆにて金右衛門きんざゑもん善兵衛ぜんべゑ武右衛門ぶざゑもんは暇乞ひまごひなしに歸かへられ候さうらふ。殘人のりにん數もたべ酔よひ候さうらふ故、座ざと茶ちやの間まをかけ、あちこちと酒さけを廻はうし候さうらふ。市太夫いちだいふと又之允またのじようは打向合うちむきあひに居ゐり申し候さうらふが又之允またのじよう何なんとも申さず切り申し候さうらふと見附みづけ申し、市郎左衛門いちろうざゑもん走りかゝり候さうらふへば、又之允またのじようは立上り申し候さうらふ。大男おほおとこにて、手てに届とどき申さず候故、袖口そでぐちに手てをかけ、引きさげ候故、脇差わきざしふらりと引きおとし、即ち取り申し候さうらふ。初太刀しよだちの時ときと存ぞんじ候さうらふへば、初太刀しよだちに市太夫いちだいふが耳みみを切り、二太刀目にだちめを取り申し候さうらふと、後のちに知れ申し候さうらふ。市郎左衛門いちろうざゑもん行燈ぎやうてんを蹴返けかへし申し候さうらふ。次つぎの間に居ゐり候家來けらい、燈あかりを持出もといで候時、皆々取寄みなくとりより引きさかへ、又之允またのじようは、座敷ざしきへ引立ひきたて、勘左衛門かんざゑもん彦右衛門ひこうさゑもん兩人相附ふたりあひつ、宿元やどもとへ送り届とどけ候さうらふ。傳介でんすけ市郎左衛門いちろうざゑもんも暫しばらく跡あとに居ゐり候へども、市太夫いちだいふ血留何どめなかに騒さわぎ立て、取合とりあひ申すべき様ようもこれ無なく候故罷歸さうらふり候さうらふ。御究おきつの節せつ、又之允またのじよう申し候さうらふは、「勘左衛門かんざゑもん

酒に酔ひ、又之允膝枕を仕り候事を市太夫見候て『無作法なる』と申し、勘左衛門立腹申すべきやと存じ候に付て、『御側衆の子とて、氣儘に申さるまじく候。刀の立たぬものにて有るまじ。』と申し候へば、『切つて見よ。』と申し候故、切り申し候。』と申出でられ候由。市太夫申分は、『何事もこれ無き處に、又之允酒狂にて切り申し候。』と申出で候。一座の人数御究なされ候へば『大酒にて、あちこち仕り候故、何事も覺え申さず。』と申出で候。勘左衛門申分も覺え申さざる由に候。それ故相客六人ながら閉門仰付けられ候。御究の節座中の事を覺え申さずとある事、不埒に候。又何の意趣にて切り候や、其の場にて承り合はざる儀、ゆるかせの仕方、と御座候。さりながら、大酒故、有體覺え申さず候。尤も其の場にて市太夫何とも申さざる様子にて候。豫ては犂舅ながら不愛と聞え申し候。仔細は(九)軍平と利兵衛と同役にて候處、利兵衛段々立身致し、又之允は犂ながらおし下げ候事を遺恨に存込み候故と、相聞え候由なり。

(一) 大石又之允 友泰。軍平宗泰の子。此の事件は元祿二年六月の事で、又之允廿七歳であつた。

(二) 倉永利兵衛 良清(三四三・註五)。御陸頭で、元祿二年五十石加増、合はせて二百石となつた。その加増祝の出来事で、利兵衛此の時五十九歳であつた。

(三) 市太夫 名は良房。倉永利兵衛の子で、此の時浪人したが、その子武左衛門良始歸參を許され、名跡を繼いだ。

(四) 江口市郎左衛門 利房。光茂の時手明槍となり、元祿三年八月歿した。

(五) 不意の覺悟 不意に備ふる覺悟。或寫本には、不覺の覺悟とある。これは、不覺のうちに、おのづから覺悟あるをいふのであらう。

(六) どちらも どちらも。何れも。

(七) 打果させ云々 喧嘩同士をして打果させること。留めるばかりが能でないの意。

(八) 伊東勘左衛門 名は政安。伊東兵部少輔家秀(七六四・註五)の曾孫で、初め手明槍、吉茂の時侍となつた。享保十九年二月歿。法名別源淨流。

(九) 軍平 大石軍平宗泰。又之允友泰の父で、先祖は佐賀郡尼寺村に住し、軍平光茂の時取立てられ、小道具物頭を勤めてゐた。此の事で浪人仰付けられ、元祿四年八月歿。年七十二。法名源流廣本。

八八六 木塚久左衛門の被官某、自分も殺害の下手人と申出づ

(一) 木塚久左衛門被官の事

先年川上御經の内、(二)紺屋町 (三)田代邊の者五六人參詣

致し、途中にて酒をたべ、時を移し居り申し候。その内、久左衛門被官、宿許へ早く歸らず候て叫はざる事候故、同道人にも斷り申し、日の内に罷歸り候。然る處に、同道人共、後にて餘人と喧嘩致し、相手切殺し罷歸り候由、夜更け候て、久左衛門被官聞附け、早速同道人處へ參り、様子承り、「頼て口書取り申さるべく候。その節我等

も居り候て、相手を同然に切殺し候由、其方などよりも申出でらるべく候。我等も歸り候て、久左衛門へその通り申すべく候。喧嘩は相手向きの事なれば、其方など同然に我等も御仕置に逢ひ申すべく候。その段本望にて候。その仔細は、我等は早く歸り候と主人へ申し候ても、とても實とは存すまじく候。久左衛門兼てきびしき人候へば、御上より御助けにても、すぐたれ者として手討仕らるべき事、眼前に候。その時は、その場を逃げたりとの悪名にて死ぬる事、無念千萬にて候。死ぬる命は同じ事なれば、人を切りたる科にて死に度く候故、斯様に申し候。若し其方など合點これなく候はゞ、此處にて腹を切るべし。」と申し候故、同道人共力及ばず、その通り申出で候。押附け評定所にて御究めの節も、同じ様に申出で候へども、先に歸り候事相知れ候。何れも御感なされ候て、御褒美に合ひ申し候。この事あらまし傳へ承り候。委細の事、追て相糺すべきなり。牛島新五話。

(一) 木塚久左衛門 名は春榮。木塚九兵衛の子。先祖尾張守直喜以來大財村(佐賀市大財町)に住んでゐたが、五代の孫五郎兵衛の時、佐賀城の鬼門に當るため清心院(四八九・註三)が建立され、その代地として紺屋町東裏に屋敷を賜はつた。

(二) 紺屋町 今の佐賀市紺屋町。

(三) 田代 今の佐賀市東田代町。

八八七 野村源左衛門切腹してから鏡を見、辭世を書いて首を打たす

(二) 野村源左衛門切腹の事 源左衛門は小城家中にて、器量勝れたる者にて、藝能など

は何事にも人に劣らぬ者にて候。博奕仕り候事は西目一と申し候。他國へ参り、博奕致し候。此の事 (三) 紀州へ目付共言上に付て、源左衛門を暫く側役に召使はれ候。御惜しみ候故にて候。其の後往來札を持ち長崎へ参り、夥しく金銀を打取り、屋敷などを求め置き、不斷丸山へ参り遊山致し候。此の事相聞え候故、小城より取手差越され、召取り連れ越し候。御國法背き候間、切腹申附くべき由にて、檢使参り候に付、介錯人へ申し候は「存分腹を切り、篤と仕舞ひ候て、首を討てと申す時切るべし。若し聲をかけざる内に切りたらば、うぬし七代迄祟り殺すべし。」と、睨み附け候。介錯人、「心安かれ、存分に任すべし。」と云ふ。さて、腹を木綿にて巻立て、十文字に切り、前に脇出で候時、少し色青くなり候が、暫く眼をふさぎ居り候て、小鏡を取り出し、面色を見、硯紙を乞ひ候時、脇より、「最早よきにてはなきか。」と申し候へば、眼をくわつと見開き、「いやく、まだ仕舞はず。」と云ひて

腰ぬけというた伯父めくそくらへ死んだる跡で思ひしるべしと書き、「これを伯父に見せよ。」と、家來に渡し、「さあ、よいぞ。」と云つて首を打た

せ候由なり。又切腹前に番人に物語申し候は、「先年與賀の馬場に三人切倒して有りたるは、博突の意趣にて、切殺したり。終に切手知れず。夜明の事にて、通りて見たる者も有りたるに、今に人の知らぬ事なり。不審なり。」と申し候由。又「先年ばかりに打負け、氣草臥にて、せめて氣晴しに辻切すべきと思ひ、多布施に行つて待つ處に、北より一人來る。是ぞと思ひ、切懸り候へば、此の者申し候は、『我、意趣の覺なし。若人違か。御道具方何某と云ふ者なり。御城に番代りに行き候。何たる仔細か。』と申し候へども、聞き入れず、切懸り候故、此の者申し候は『扱は辻切と見えたり。さらば物見せてくれん。』とてかさ高に切りかゝる。暫くさすり合ひ候へば、次第に請太刀になり、殊の外あぶなく候故、土井を少しづゝ東におり候へば、猶々手しびく切懸り候故、是非に及ばずながら、逸足を出して神野の方へ逃げ退き候。跡より聲をかけ、『卑怯者々々々。』と申し候へども、會て取合はず、宿許へ歸り候との所存にや、餘り追ひ來らず候。追附かれ候はゞ、三二ツ取りと存じ候へども、聲を懸くる迄にて候。」と話し候由。又嘉瀬にて車座に居て、博突に（四）とんじ入り候處に、亭主の二ツ子、後ろより這ひかゝり候を臂にて突きのけ候へば、急所に當り、忽ち相果て候。母親聲を立て泣出し、一座の者あき果て候。其の時母を取つておさへ、申し聞け候は、「其方聲を立て歎き

候へば、隣近所に聞え、此の座中の者一人も残らず御仕置に逢ふ事なり。堪忍致し候はゞ、座中の金銀残らず取らずべし。命にかへる物ならば、惜しむ者獨もなし。歸らぬ子の上歎き、人の命を取りたるとても、詮はあるまじ。若此の事聞分なくば、先づ其方を手に懸け亭主を切伏せ、我等自害すべし。」と申し候故、女夫ながら得心申し候。金銀拂ひ寄せ、皆くれ候て、扱醫師へ人遣はし「悴急病。」と申遣はす。醫師半分道参り候積りいたし、又人をやり、「唯今相果て候御出に及ばず。」と申遣はし候。隣近所へも、病死に仕なし、事済み候由なり。

(一) 野村源左衛門 前田伊豫守家定五代の孫である。家定没落後、その子兄弟四人悉く野村姓を仰付けられ、次男野村甚右衛門 三男三右衛門兩人鍋島元茂に附けられて小城家中となつた。源左衛門は甚右衛門の曾孫である。本文の事があつて子孫斷絶した。(六三七・註二)

(二) 紀州 小城藩主鍋島元茂。

(三) 二つ取り 勝つか負けるか、二つに一つの意。

(四) とんじ入る 貪着すること。耽る。

八八八 青松寺住持、寺格で鍋島光茂に應接し、裏門で土下座して禮す

(一) 青松寺住持、(二) 光茂公へ御禮の事 先年、青松寺住持御國僧にて候。公御參詣なされ候へば、寺の格式にて御等輩の御會釋申上げられ候。御歸りの節、裏門よりふと

罷出で、土に頭を附け、「自分の御禮を申上げ候。」と申され候由。

(一) 青松寺 東京市芝區愛宕町にある曹洞宗の名刹。

(二) 光茂公 佐賀藩主鍋島光茂。

八八九 世間は無事などとは士のいふべき言葉でない、油斷はならぬ

(一) 中野甚右衛門 (二) 桃川居住の時分、誰か佐嘉より見舞申され候。甚右衛門申され候は、「佐嘉表替る事もこれなきや、江戸邊無事にて候や。」と尋ね候へば、「江戸別けて御靜謐、佐嘉表何事もこれなく候。」と申し候。客人歸りの後、甚右衛門子供へ申し候は、「今日は客人遠所參られ候故、随分馳走申すべしと存じ候處、取合ひ悪しく不氣味に候故、大方にして歸し候。總じて斯様の御國端に參り、子供家來共承り候所にて、あの様に申さぬものにて候。佐嘉表相替る儀はこれなく候へども、不意は唯今の事も相知れず候故、土共片時も油斷仕らずなどと申すものにて候。」と申し候由。山本神右衛門話し申され候。又山本神右衛門は、老後見舞の人に、「世上替る事はこれなきや。」と尋ね候に、「無事に御座候。」と取合ひ候へば、「無事は心もとなし。」と申され候由なり。

(二) 桃川 西松浦郡松浦村大字桃ノ川。中野神右衛門清明(一二三五・註一。九九五・註二)の知

行所である。

八九〇 鍋島安藝、所用中に家來が食ひさした膳部の焼魚を食ふ

(一) 鍋島安藝殿膳半ばに、客人急に御目に懸り度き由に付、その儘出會はれ候。その跡にて、彼の家來何某安藝殿の膳にすわり、焼魚をたべ申し候處に、安藝殿御見合はされ候故、うろたへ走り立ち候へば、「あいづ、人の喰物をくうて、にくい奴。」と申し候て、その儘膳にすわり、(二)喰ひわけをまゐり候由。(三)山本神右衛門話なり。右の家來追腹の由。

(一) 鍋島安藝殿 茂賢。(一一〇二・註一)

(二) 喰ひわけ 喰ひかけ。

(三) 山本神右衛門 前神右衛門重澄。

八九一 鍋島七左衛門、十二三歳の頃祖父壽峯に守役の赦免を請ふ

(一) 鍋島七左衛門十二三歳の時分、守何某無調法候故、(二)志摩殿叱りにて、小屋に引入り居り申し候。一兩日過ぎて夜中に、七左衛門小僧一人連れ候て、潜かに小屋に参られ候。彼の人驚き、「早々御歸りなされ候へ。頓て差免され罷出づべく候。夫れ故(三)深堀へも遣はされず、小屋遠慮仰付けられ候。斯様に夜中など御出成され候へば、志摩様聞召され候はゞ、私は深堀へ遣はさるべく候。早々御歸りなされ、暫く御待ちな

され候へ。」と、涙に暮れ申し候故、歸られ候。翌晩祖父〔四〕壽峯隱居所へ參られ候故、「能く參られ候。」とて菓子など色々馳走、暫く候て、「七左衛門は何ぞ用有る様子なり。申し候へ。」と候時、「彼の何某差免され候様に、志摩様へ仰せられ下され候へ。」と、申され候。壽峯頻りに落涙、「深堀の家、先きは知らず、七左衛門迄は慥に連續なり。」とて、大慶大方ならず、翌朝右の人、赦免の由なり。此の事、彼の家出入の人より承り候なり。

(一) 鍋島七左衛門 茂厚（初名茂延 中頃茂成 又茂好）。幼名千九郎 中頃七左衛門、後に官左衛門と稱した。深堀純賢入道茂宅（三六六・註九）の後で、志摩守茂久の子である。延享四年八月二日歿。年五十六。法名一夢軒大安元槐。七左衛門十二三歳の時分は、元禄末年 寶永元年頃である。

(二) 志摩殿 茂久。孫六郎 七左衛門 官左衛門。その頃加判家老であつた。享保五年八月廿七日歿。年五十六。法名心空軒泰叟淨嶽。

(三) 深堀 志摩の知行所。今の長崎縣西彼杵郡深堀村。

(四) 壽峯 鍋島志摩茂春。志摩茂久の父で、七左衛門の祖父に當る（六二六・註六）。この時六十五歳である。

八九二 鍋島安藝、有馬陣中敵の夜懸即時應戦を勝茂に献策す

有馬陣夜懸の時、安藝守了簡の事 敵城より夜懸の時分、勝茂公へ安藝守申上げられ

候は、「よき時分にて候間、附入仕り夜中に城を乗落し申すべく候。左様に思召され候へ。」と、申上げられ候へば、「我等も左様に存じ候へども、上使の衆すき申されず候。差圖を請け候へ。」と、御留めなされ候由。

(一) 安藝守 鍋島茂賢(二二〇二註一)。

八九三 鍋島安藝守三箇條の長所で惡事二十三箇條は帳消し

(一) 安藝守事を石見守見立ての事 安藝殿事我が儘にて、宜しからざる儀ども二十三箇條書立て、御意言ありたき由、組内年配の衆、(二) 諫早石見殿へ申され候。石見殿申され候は、「安藝事は三箇條拔群の事ある人にて候。仔細ある使者などに出會ひ候は、安藝に續く者なし。又自然他方に (三) 弓矢出來候節、加勢など遣はされ候時分の大將に、安藝ならではこれなく候。將又、當時詮議事これある節、奥の間にては老功の人出座、次の間にては若手の者共稽古のため詮議仕らるゝ事候。奥にては (四) 長門申分に極り候。次の間にては安藝申分に落ち申し候。さ候て、兩所の詮議事くらべ申し候へば、多分安藝申分まさる事に候。この三箇條にて、惡事二十三箇條は消えて行く程の事にて候。誰にてもならぬ事に候間、意見無用と差留められ候由。この事、彼の家の説には、子息 (五) 志摩殿の事の由。

右安藝殿事、知行の内より毎歲法花料として永々差分け置かるゝを以て懈怠これなく、何萬部にて候や、不斷妙玉寺にて讀誦これある由なり。

(一) 安藝守 鍋島安藝守茂賢(一一〇二・註一)。

(二) 諫早石見

名は直孝。龍造寺家晴の子で、初めて諫早氏を姓とし、七浦(藤津郡)以東一萬

石、高來郡内三千石の采地を得た。寛永十二年六月晦日歿。年六十二。法名全禪宗雲。

(三) 弓矢 戰爭。葛藤。

(四) 長門 多久長門安順。

(五) 志摩殿 鍋島志摩守茂里。茂賢の子。初め彌陀法師丸 平七 帶刀 七左衛門。母は龍造寺長

信の女である。寛文元年七月十三日歿。法名長源院法圓日能。

八九四 石井源左衛門の氣轉と豪膽、行列割の侍を無事に通らす

(一) 石井源左衛門働きの事 源左衛門は一番乗彌七左衛門次男にて候。兼ての覺悟、親の名をくだすまじきと、力み申したる者にて候。綱茂公御供にて、苗木山御屋敷へ参り候に、途中より御歩みなされ、源左衛門を御呼びなされ、「其方の刀の差様は悪しく候。柳生流などより嫌ふ事なり。(二) 加賀守傳授にて、我等は斯様に差し候。落差しは抜け兼ね候」由、御意の下より、源左衛門すはと抜き、「抜け申し候。」と鞘にをさめ申し候。「さて、く粗忽者かな。」とばかり仰せられ、相濟み候。又或時、綱茂公御供にて罷在り候が、御駕籠の先にて、他方の使者と見え申し候者、御行列近く乗り懸

り候故、御歩行何某燈を取つてはね候へば、さかさまに落ち申し候。この者片膝を折り、刀に手を懸け候時、源左衛門果し眼にて走り懸り、「苦しかりませぬぞ。(三)やはれ、召して通らしられよ。」と申し候。案外の取合ひにて此の人領掌し、馬に乗り罷通り候。その時、源左衛門小道具の者を附け、屋敷名名字聞届け、御歸宅以後、御年寄中へ申し達し候は、「今日斯くの如くの仕合はせにて候。重ねて御駕籠に向ひ、慮外もあるべく候。餘の衆は右の者の顔見知り申さるまじく候。某よく見覺え申し候間、明日より定御供仰付けられ候様に。」と相願ひ、その御在府中、定御供相勤め候。さて候て、右の人の屋敷出入の町人を近附け、入魂になり、様子を聞き繕ひ申し候なり。又先年、(四)青海和尚御暇なしに發足の時分、呼返しに源左衛門仰付けられ候。(五)大里海道(六)内野かにて追附き、「立歸られ候様。」と申し候時、上方弟子共(七)たゞきたて、理窟を申し候へども、曾て取合ひ申さず、青海へ申し候は、「若し御立歸りなくば、御手に障り申すべく候。空しく歸り候ては、源左衛門一分立ち申さず候。」と申し候に付て、忽ち青海納得、上方弟子に暇遣はし、立歸り申され候由。

(一) 石井源左衛門 正澄。(一三七・註五)

(二) 加賀守 小城第二代藩主鍋島直能。

(三) やはれ やはり、そのまゝの意。『麁殘反故』に、慶長十一年佐賀城三の丸に密通事件があり、男女十四人が斬首されたが、毎夜城内に幽霊が出て、祈禱や施餓鬼をしても納まらないと聞いて、鍋島直茂が、「それは嬉しい事だ。彼等は生害申付けても、予の腹立ち止まぬ。流轉して浮ばれないでいたらくは、珍重の事である。その儘に放つて置け。」と、いはれたら、その夜から幽霊が出なくなつた。といふ記事の中に、「やはれ、構ひ申すまじき由仰せられ候。」とある「やはれ」と同じ言葉である。こゝは、「やはり、馬に乗つて通られよ。」の意である。今は用ひない。

(四) 青海和尚 元祿頃の御國僧で、元泉州海岸寺(大阪府泉北郡久世村)に住したが、鍋島綱茂歸依して肥前に招き、青海和尚を開山として元祿十年上佐賀北原村(佐賀郡春日村大字久池井字北原)に黄檗宗萬福寺末の一寺を建立し、今山大願寺(川上村大字東山田字大願寺)の寺號を引いて大願寺と稱し、城内持佛堂に安置してあつた龍造寺氏以來代々領主の位牌や、本尊釋迦如來十六羅漢等をこゝに移した。當時は雲水數十人が集つて青海和尚の會下に參じ、飯料その他藩廳の會所から支給して大道場となつてゐた。寶永元年寂。本文の青海出國は元祿十二年八月十五日の事である。大願寺は廢滅して今はない。

(五) 大里海道 今の門司市大里町から佐賀長崎方面に至る街道。

(六) 内野 今の福岡縣嘉穂郡内野村。佐賀門司間の中程にある。早良郡にも三瀬越街道に内野村があるが、こゝは前者である。

(七) たゞきたて 躍起になる事。

八九五

時宜物言の作法は能狂言で、座作進退は茶の湯で稽古

(一) 富岡覺之進時宜の事

光茂公御能思召し立たれ、覺之進急に召寄せられ、御能御用

にて御前に召出さるゝ旨相達せられ候へば、「終に御前に罷出で候儀これなき者、御直に御請けなど不調法に申上げ、御機嫌にも入り申すまじく候。御取次にて仰上げられ候様に。」と、(三)重疊御斷り申上げ候へども、早御耳に達し、即ち御書院罷出でられ、一々御問題仰付けられ候。其の時覺之進すり入り、御目見仕り、御尋ねの一箇條を奏者(三)中島善太夫方へにじり向ひ、「唯今御意なされ候は、これくの儀にて候と承り落ち候。愈々その通りに御座候や。」と申し候時、御前より、「成程其の通りく」と御意なされ候。少し間を置き、「右一通りは斯様々々」と申し候。その時御前には、「尤もの事、それにて合點したり。さて、これく。」と御意なされ候時、又御前の方へ向ひ、御請け申し候時は善太夫方に向ひ、御取合ひ申上げ候。その末にて、「立つて舞ひ候へ。」とこれあり候時、次の間の扇を取り、仕舞仕り候。この始終、時宜残る所なく候由。右覺之進は、(四)弘徳院殿御能相手にて候。すべて(五)加州御仕へ候ひと時宜勝れ申し、常々その身の前に出で候ものの時宜物言を、こまかに御吟味なされ候。不恰格の時は、直り候迄は幾度も言直し仕直し候様になされ候。又御國侍は諸事田舎風にて候へども、上下附きばかりは勝れ申し候由。これは加州御仕出しの由にて候なり。又加州仰せに、(六)よりのきがなりにくきものなり。せめて茶の湯をさす

るより外なしと。

(二) 富岡覺之進 名は則昌。九郎左衛門生清の子である。先祖富岡喜左衛門堅明は後藤榮明の次男で、鍋島直茂に仕へて大組頭となり、小城藩祖鍋島元茂に附けられて子孫代々小城家臣となつた。則昌、貞享四年七月十四日歿。法名壽岳清高。富岡敬明男爵の祖である。

(二) 重疊 重々の意。

(三) 中島善太夫 名は尙俊。入道して祖法(素方、二三七参照)と號し俳諧を嗜んだ。江副李之進盛文の子で初め江副與兵衛、中頃李右衛門と稱し、光茂の時侍に召上げられ、後母方の姓中島に改めた。元祿十二年隱居、享保三年三月九日歿。年七十五。法名聲譽眞香祖法大德。

(四) 弘德院殿 第二代小城藩主鍋島直能。鍋島元茂の嫡子で、母は鍋島主水茂里の女高岳院。初め直宗。飛驒守と稱し、慶安四年十二月二十八日從五位下加賀守に叙任し、名を直能と改め、承應三年十一月襲封、明暦二年初めて領地に入り、父元茂が櫻樹を植ゑた小丘鯖岡を櫻岡と改め、多くの櫻樹を増植し、園地を擴張した。今の櫻岡公園がこれで、當時花名所櫻岡の名は轍聞に達し、靈元天皇御宇延寶中、新院後西上皇親しく御製を賜ひ、木下順庵は、萬治元年直能の依囑で櫻岡記を作つた。元祿二年八月二十六日歿。年六十八。法名弘德院殿星巖元晃大居士。墓は小城町晴田星巖寺にある。前室は多久美作茂辰女、南祥院。後室は坊城大納言俊完の女伊賀子、實は良純法親王の王女で、正徳四年七月二十五日歿。年七十八。法名長壽院。

(五) 加州 鍋島加賀守直能。弘德院。

(六) よりのき 寄り退き。進退の動作のこと。

八九六 多久美作 大木兵部、後藤家の家督騒動を納めて入魂となる

後藤家 (一) 相模守家督の時騒動の事 (二) 若狹殿は (三) 民部に分地仕るべくと存立た

れ候。相模守惣領の事故、家中又一門衆二つにわれ、以ての外騷動の時分、(四)山城殿宅にて寄合の節、(五)美作申し候は、「當時の急用を捨て、餘の詮議は無用、急なる事共は、武雄亂れて候。」と申され候へば、「それは何共納め難く候。御手前は何と思召され候や。」と候時、美作申し候は、「我等に御任せ候はゞ、をさめ申すべく候。民部へ参り、合點させ申す迄にて候。分地の事、一圖に拙者罷成らずと申切り候様に申聞くべく候。」と申され候。其の時皆々の衆、「夫れにても民部合點申すまじく。」と申され候。美作申され候は、「合點申さざる時は、仕様あり。いざ、只今参り申聞くべし。」と刀を取り、立上られ候時、(六)大木兵部申し候は、「これは似合はぬ成され方にて候。家老たる者が、民部位を相手になされ候事、不相應にて候。民部は某が(七)相碁にも足り申さず候へども、某参るべし。」と、則ち罷立ち候。其の跡にて、「兵部が風情只事ならず、あれを死なすものにては有るまじや。呼返せ。」と候て、(八)成松新十はだしにて追附き、無理に引返し候。其の時、「(九)中務、近縁にて候が。」と美作申され、則ち罷越し、申聞けられ、無事に納り候なり。夫れより多久家と大木入魂の由なり。

(二) 相模守 武雄鍋島相模守茂和。茂綱の嫡子で、承應二年家督を相續した。此の時の事である。寛文四年五月八日歿。年六十。

(二) 若狹殿 時の家老鍋島若狹守茂綱。武雄邑主後藤伯耆守家信の子で、佐賀本藩の家老となり、初めて鍋島姓に改めた。承應三年十二月四日歿。年七十三。

(三) 民部 鍋島茂明。茂綱の三男で、證人として江戸詰をした事がある。貞享二年十月歿。年六十一。此の時二十九歳であつた。

(四) 山城殿 鍋島直弘。(四七一・註三)

(五) 美作 多久美作茂辰。(四八・註三)

(六) 大木兵部 知昌。(九五・註二)

(七) 相碁 互角の碁相手から、身分の事にいつた語であらう。大木知昌は兵部統清(八七〇・註一)の孫で、父知照が統清に先立つて死んだので、統清在世中寛永十九年家督を繼いだ。此の時知昌三十五歳であつた。

(八) 成松新十 新兵衛宗次の次男で、山城直弘の家來。入道して樂禪と號した。

(九) 中務 鍋島彌平左衛門嵩就入道一雲(二八五・註二)の事で、此の頃中務と稱した。民部の妻は、中務の妹である。即ち中務が行つて民部を説いたのである。

八九七 山本前神右衛門「博突を打ち虚言をいへ」と家來を勵ます

(二) 山本前神右衛門は、家來共に逢うて、「博突を打ち虚言をいへ。一町の内七度虚言いはねば男は立たぬぞ。」とのみ申され候。昔は唯武邊の心掛のみにて候故、(二)まとう者は大業ならぬと存じ、右の通りに申され候。不行跡の者も知らぬ分にて免し置き、「よき事をしたり。」と申され候。(三)相良求馬なども、盗み、密懷仕り候家來共を免し

置き、段々仕立て申され候。「左様の者ならでは用に立つ者出来ず。」と申され候由。

(二) 山本前神右衛門 常朝の父重澄(六一・註一)。卷十一には、「中野神右衛門は下人共へ、おろめけ、虚言いへ、ばくちうて、と申し候由。」とある(二二・八参照)。中野神右衛門は山本前神右衛門の實父である。本文は、もとより文字通りの教訓でなく、時代の風として氣魄の重んずべき事を諭したものと解すべきである。

(二) まとう者 正直者の意味。

(三) 相良求馬 及眞。(八・註一)

八九八 中野内匠、「御膝元奉公では大働き出来ぬ」と年寄役を拒む

(一) 中野内匠年寄役迦れ候事 内匠儀、勝茂公御年寄役相勤め罷在り候か、御手元の役儀をしては大働はならずと存じ立ち、ふつと出仕仕らず候。召させられ候ても、罷出でず候に付て、浪人仰付けられ候。その後御加増にて召出され候。同人子

(二) 數馬(前名兵右衛門) 御年寄役仰付けられ候。部屋住にて候故、別に五百石下さ

れ候。内匠申し候は、「御膝元の奉公などをして、よき奉公と思ふか、それでは大仕事はならず。」と申され候由。

(一) 中野内匠 茂利。(九五四・註一)
(二) 數馬 中野政利。(三二一・註一)

八九九 「鷹の目利より人の目利」鍋島安藝の無遠慮と中野内匠

(一) 安藝殿人目利の儀申上げられ候節、(二) 中野内匠留め候事 勝茂公御鷹を御する遊ばされ、安藝殿へ仰付けられ候は、「此の鷹は我等目利にて候が、無類の逸物也。鷹の目利は妙を得たる覺あり。」と御意成され候。安藝申上げ候は、「左様にて候。不思議の御目利にて候。私は人の目利に妙を得候。」と申され。中野内匠居合はせ候て申し候は、「左様の慮外の事を御前にて申すものか。人の目利、其方に我等とも劣るまじ。」と申され候由。

(一) 安藝殿 鍋島茂賢。(二〇二・註一)

(二) 中野内匠 茂利。(九五四・註一)

九〇〇 羽室權右衛門の目安讀、節調子をつけると依怙が出来る

(一) 羽室權右衛門 (二) 目安讀み候 物語の事 權右衛門は、公儀與力にて候を、女房、(三) お春様へ乳を上げ申し候に付て御出入仕まり、其の後相願ひ、御家來に罷成り候。權右衛門言に、公儀御評定所にて目安の讀様、節調子なしに、ぬらりと讀み申し候。調子よく讀み候へば、御役人方能く御聞取り候に付て、依怙出來申すとの吟味の由。

(二) 羽室權右衛門 貞明。始め葉室次兵衛と云ひ、姓を羽室と改めた。延寶の初、鍋島家に召抱へられた。元祿四年六月歿。年六十。

(二) 目安 江戸時代に於ける原告の訴狀「讀み候」とあるから權右衛門が公儀與力時代に、目安

を讀み上げた體験を語つたものであらう。

(三) お春様 光茂三女。(五八一・註一)

九〇一 石井九郎右衛門、卽座に姫方遊山の仕組を作つて褒めらる

(二) 石井九郎右衛門口上得方の事 一とせ綱茂公、九郎右衛門を召出され、「妹共、川上遊山に参り候に付て、其方供致す由。女中大勢の事に候へば、亂に之れ無き仕組仕るべき事、何と仕組み候や。」と御尋ね成され候。九郎右衛門卽座にて、右の仕組一々少しも滞無く委細申上げ候に付て、「尤もの仕組なり。入念候へ。」と御意成され候。其の後、「九郎右衛門と云ふ者は珍しき者なり。重寶なり。」と殊の外御褒美の由。は一藝なり。御前などにて取敢へず、空に委細申上げ候事、大切の事なり。

(二) 石井九郎右衛門 正證(一一・註二)。

九〇二 石井五郎右衛門、卽座に口上を申述べて使者を命ぜらる

(二) 石井五郎右衛門口上の事 綱茂公より (三) 大久保加賀守殿へ、仰達せらるゝ事これ有りて、御家老御年寄御近習頭留守居召出され、色々御詮議これ有りて、一通り相済み候。扱「誰を御使に仰付けらるべきや。」と仰せられ候へども、人柄の儀、誰も申上ぐる者これ無く候處、五郎右衛門御留守居役にて、其の座に罷在り候に付て、「五郎右衛

門を申附くべく候。口上は今迄詮議の通り心得居り申す事に候へば、云聞かするに及ばず候。直に聞召さるべく候間、そこにて申して見よ。」と仰せられ候。一座の衆中、「扱も云ひにくき場かな。」と脇より手に汗を握り居り候。五郎右衛門、「畏り候。」と申上げ候。御口上具に申し候に付て、「さうあらうと思つて、其方に申附ける。」と、御意成され候由。

(一) 石井五郎右衛門

忠利。石井三男家、彌左衛門忠正の子で、元祿十三年二月六日歿した。

(二) 大久保加賀守

老中大久保忠朝。延寶五年から元祿十一年迄老中を勤めた。

九〇三

奉公は今日一日と思へ、一日の仕事は堪へられる、翌日も亦一日

(一) 生野織部申され候は、

「奉公は今日一日するとさへ思へば、如何様なる事もさるゝ

なり、一日の仕事ならば、どうもこらへらるべし。翌日も亦一日なり。」と申され候由。

(二) 生野織部

孝時。(四〇一・註二)

九〇四

中野又兵衛、疱瘡に罹りながら有馬陣に出陣、戦功を立つ

(一) 中野又兵衛有馬出陣の時

有馬切支丹起り候時分は、又兵衛無足にて西目代官

仕り罷在り候。その時廿一歳に罷成り候。彼處にて疱瘡仕附き申し候。程無く有

馬表へ御國元より出陣の時、又兵衛一門衆より段々使参り候。その口上に、「只今陣立

いたし候。疱瘡養生致し、快氣の上罷越され候へ。」などと、いづれも同じ口上にて候。又兵衛姉嬢（二）鍋島五郎左衛門より使参り、その口上に、「時もこそあるに、陣立の時煩ひ入り候儀、武運に盡きたる者ところ存じ候へ。」とばかり申し越され候。又兵衛の口上を聞いて、即ち起き上り、「尤もの事、さてく無念の仕合はせ、その儘發向すべし。」と走り出で申し候。仕附より十二目にて候。看病人共取留め、亂氣と心遣仕り候。又兵衛申し候は、「亂氣にてこれなく候。五郎左衛門口上尤も至極に候。武士たるものが煩ひたりとて、此の度の戦場に赴かずして一分立つべきや。若し途中にて死にたらば討死なり。これ武士の本意なり。是非に發足致さん。」と申し候故、「さらば湯をかけ申すべし。」と、白うみ致し候。疱瘡に、あはて候て取違へ、水をかけ申し候。氣分以ての外に悪しく、絶入仕るべき様に候を、齒がみ致し、氣色取直し、佐嘉へ参り、（三）中野内匠同道にて、即ち打立たれ候。から尻馬に乗り候に付、その夜、足はれ候を、終夜（四）にごしにてたで候へば、腫引き、何の事もなく有馬へ着き始終働き、御褒美白銀廿枚拜領せしめられ候。面目の仕合はせに候。五郎左衛門一言にて、氣を引立て仕り仕果せ候。疱瘡等は氣情にて何事もなき者と、直の話承り候由なり。

右鍋島五郎左衛門跡、小城の(二)千手外記にて候。五郎左衛門親は(三)喜雲と申し、劍術者にて候。草履取(三)角藏と申す者、取手一流仕出し申し候。五郎左衛門息女は、石井八郎左衛門女房にて候。老後に孫共参り候へば、莫薩の上より長脇差を出し、嗜みは斯様に仕るものなりと、大ねたは附け置かれ候を見せ候て、「孫共の器量の者に、かたみに遣はすべく候。精を出してこの脇差を取りて見よ」と申され候由。

(二) 中野又兵衛 政良(二七一・註一)。政良は寛永十四年は廿四歳である。(八八一参照)

(二) 鍋島五郎左衛門 正久。(六七〇・註一)

(三) 中野内匠 茂利。

(四) にこし 米の磨汁。

(五) 千手外記 千手はセンスと訓む。名は時英。五郎左衛門の子で、鍋島一門の外、鍋島名字を許された者の一人であるが、承應三年命によつて千手に復した。(六七〇参照)

九〇五 山本五郎左衛門、潮音和尚に迫り世嗣綱茂の佛道印可を拒む

(一) 山本五郎左衛門江戸詰の時分、(二)潮音和尚へ仕懸け候事 綱茂公御部屋住の時分、黒瀧山潮音和尚へ歸依なされ、佛道を聞召され候。悟道なされ候に付て、和尚より印可差遣はし申され候由。御屋敷内沙汰致し候。其の時分五郎左衛門は、綱茂公御供立、御目付役當分仰付け置かれ候。右の沙汰承り、是非に及ばざる儀と存じ、潮音

へ一分申達し、納得無くば、打捨て申す覺悟にて、江戸の宅へ参り候て、申入れ候へば、和尚は拜に参り候人と心得、法儀正しく出合はれ候。五郎左衛門申し候は、「御面に申達する密事御座候、伴僧を除かれ候様に。」と申し候て、膝元に居寄り、「信濃守佛道器用に候故、近々褒美成され候段、沙汰仕り候。御手前は肥前素生にて候へば、龍造寺鍋島の家風大概御存じたるべく候。他家に替り、譜代相傳の家にて候故、上下和熟を以て國を治め申す事に候。前々より國主の佛道の褒美取り候儀、此方家にこれ無き事に候。唯今御手前より印可差出され候はゞ、其の身は悟りと存ぜられ、家中の者申す事などは土の様に存ぜらるべく候。大人は自慢仕るものに候。しかと褒美めさるまじく候。若し承引無くば拙者存入りこれ有り候。」と、思ひ切つて申し候。和尚色を變じ居られ候が、「扱々頼もしき御心底にて候。御家の儀は成程心得申し候。御自分は忠臣にて候。」と申され候。五郎左衛門は、「いや、其の手も合點にて候。我等褒められには参らず候。何かは入り申さず、印可相止めらるべきや否や、承り切るべし。」と申し候に付て、「尤もの事に候。曾て褒美仕るまじく。」と請合ひ申され候に付て、詞をかため、罷歸り候由。(三)直の話を承り候由なり。

(二) 潮音和尚 禪宗の高僧道海和尚。潮音はその名である。本姓楠田氏で、寛永五年十一月十日小城町字西川に生れた。三岳寺瑞巖和尚(順長老、四五〇・註四)に學び、後宇治黃檗山第二世木庵に參じ、五代將軍德川綱吉に歸依せられ、その開基に係る萬德山廣濟寺の開山となり、更に上州黒瀧山(群馬縣北甘樂郡磐戸村)の靈地を開いた。晩年、小城藩主鍋島元武の歸依深く、大いに誘掖する所あり、菩提寺祥光山星巖寺の開山に請ぜられた。元祿八年寂。年六十八。著書多く語錄『指月夜話』『聖胎長養錄』等があり、同時代の人であつた林道春の『羅山文集』に對して『扶桑護佛神論』、熊澤蕃山の『集義和書』に對して『摧邪論』を作り、護法の爲に大いに氣を吐いたことがある。

(三) 直の話 五郎左衛門の直話を、山本常朝が聽いたことをいふ。五郎左衛門は常朝の甥で、年長者である。

九〇六 陪臣者大島外記、殿様御逝去と聞き畠から急ぎ歸つて追腹

(一) 大島外記追腹の事 勝茂公御逝去の段、御飛脚にて申來り候。その日外記は屋敷前の畠に居り申し候に、女房參り侍從様御死去の御飛脚參り候と申す人候由申し候へば、即ち歸り、「行水を沸かし候へ、帷子を出し候へ、我等は追腹仕り候」由申し候て、身仕舞いたし、いづれも打寄り、下々の相似合はざる儀無用の由差留め候時、外記申し候は、「先年西目御狩の時、御目通りにて大猪を一刀に切り申し候。即ち御前に召出され、何某組にて候やと御尋ねについて、(二) 福地覺左衛門組の者にて

候と申上げ候。さてく曲者かな、よき被官なり、何がなと仰せられ、御巾着の御銀一つかみ（數十二、十二匁）拜領させられ候。御銀を戴き申し候時、御供仕るべしと存じ込み候。誰が御留められても留まり申さず。」と申し候て、追腹仕り候由。外記孫御歩行善助話に、「その時九歳に罷成り覺え居り候。」と話し申し候由なり。

(三) 金丸氏話に、(四)つしに芋がら一(五)まろかし、櫃の底に白帷子一つ直し置き候を取出し、あさがらにて行水沸かし、拜領の銀を出し、酒を調べ、隣に居り候人を介錯頼み申し候となり。

(二) 大島外記 傳記不詳。法名頓祐宗覺と號した。

(三) 福地覺左衛門 名は家重。三左衛門家俊（有馬陣戰死）の子である。福地氏は龍造寺季益以來の家老職で、初め福益氏であつたが、諱を憚つて福地と改めた。家重足輕組頭となり、萬治三年、組の足輕が久留米で相撲に負けたのを憤り、自分で久留米に出掛けて相撲を取り相手を殴り殺した事があり、その爲浪人仰付けられた。寛文六年五月歿。法名自得道姓。

(三) 金丸氏話 金丸氏は、金丸郡右衛門一久の事。（八五三・註一）

(四) つし づし（厨子）。

(五) まろかし 束。

九〇七 石井八郎左衛門、藩主勝茂との鮒問答「いやな、おんちやう」

(一) 石井八郎左衛門鮒進上の事 勝茂公御鷹夜居に御出遊ばされ、(二)方々成され候

處に、網を引き申す所に御立寄り、「入り申すか。」と仰せられ候へば、誰とも存ぜず、「今夜は、よく入り申し候。」と申し候て、網を上げ候へば、大鮒入り申し候。「扱々大きな鮒にて候。」と仰せられ候へば、「先にも此のやうなる鮒を二つ取り申し候。」と申し候に付て、「明日は御賞翫候はん。御うらやまし。」と仰せられ候へば、(三)「いやな、おんちやう。」と申し候。「旦那を持ちて居り申し候。鮒好にて候故、いつも頭鮒は旦那に喰はせ申し、此方は小鮒計りの賞翫にて候。頭鮒を此方料理候ては、心よくこれ無く候。」と申し候。「結構なる御心入。」と仰せられ、御歸りなされ、翌朝御膳圖伺ひ申し候へば、「暫く待ち候へ。鮒が參る筈なり。」と仰せられ候處、石井八郎左衛門より、昨夜取り申し候鮒にて候故、進上仕り候。」と申して差上げ候由。勝茂公の時分は、以下々々の者にてても、物の初穂は御城へ差上げ申し候。接木の初生などと申して、在々より木實一つ二つづつにても、進上仕り候由。

(二) 石井八郎左衛門 美文。石井三男家形左衛門忠堯の子で、元祿十五年御目付役となつた。寶永五年四月十七日歿。勝茂の母陽泰院(直茂室)と又從姉弟に當る忠清の曾孫である。年齢は不明であるが、歿年は勝茂逝去から五十一年後であるから、廿歳前後の事であらう。

(三) 方々成され あちらこちら、うろつくこと。

(三) いやな、おんちやう おんちやうは佐賀方言の伯叔父又は小父の事。こゝは、「うらやまし

い」などといはれたのを勝茂公とは知らず「いやな小父さんだ」と軽く應對したのである。「と申し候且那を」と續くれば、勝茂を指した事になる。「と申且那」と書いた寫本もある。又或寫本には「いやながんちやう」とある。孝白本に據つて置く。

九〇八 鍋島安藝病死の時、同じ枕に討死と盟つた家中十八人追腹

安藝殿追腹人の事 (一) 安藝殿死去の時、組家中十八人、内組衆二人追腹仕り候に付て、御家老衆より、殿様を差置き、寄親の供仕る事然るべからざるの由、頻に差留められ候。組中の者申し候は、「先年 (二) 八院一戦の時、 (三) 主水殿組の内選び取りと候に付て、我々を安藝殿選び出され候。八院にて同じ枕に死に申すべく候と申しかはし候。その時は安藝殿討死なく候故、我々唯今までながら候。武士たる者が、同じ枕と申しかはし、一日も跡に残り申すべきや。」と申し候て、追腹仕り候由。十八人又供四人の位牌、妙玉寺にあり。名書別に之を記す。

(一) 安藝殿死去 鍋島安藝守茂賢 (二〇二註一)。死去は正保二年二月十一日である。

(二) 八院一戦 關ヶ原合戦の半ば、慶長五年八月、鍋島直茂 同勝茂父子は徳川家康から筑後柳河城主立花宗茂征討の命を受け、勝茂は八月廿六日大阪を發して下國し (直茂は時に在國、十月十四日三萬餘騎を從へて父子共に佐賀出發柳河に向ひ、同廿日未明から柳河城の大手八ノ院で激戦して勝利を得、宗茂は城を下つて南の關に退いた。

(三) 主水殿 鍋島茂里。安藝茂賢の兄。(九六七註一)

(四) 妙玉寺 日蓮宗。安藝夫妻の墓の兩側に追腹者十八人の墓がある。(追腹人名七七〇参照)

九〇九 小川舍人、諫早豊前の推舉により若年で年寄役となる

(一) 小川舍人役替の事 光茂公の御時、小川氏御近習頭役仰付け置かれ候。知行五百石なり。或時、(二) 諫早豊前(水月院)年寄中へ申達せられ候は、「舍人事、拙者首尾これ有るに付て申すにてはこれ無く候。家柄身上から、御手前などの下に召置かれ候儀、宜しからず候。外様に召成され候か、年寄役に召成され候様に申上げらるべく候。」となり。光茂公聞召され、尤もに思召され候由にて、舍人事廿七歳の時年寄役座上に仰付けられ候由。

(二) 小川舍人 俊方(七九二・註一)。この時廿七歳で、寛文十二年の事である。

(三) 諫早豊前 茂貞。豊前茂敬の子で、第四代諫早邑主。寛文十二年八月六日歿。年三十七。法名水月院海岸勇性。室は鍋島山城直弘の女である。

九一〇 相良求馬江戸大火の際の働き、騎馬で駈出し早速の氣轉

(一) 江戸大火事の時、(二) 相良求馬働きの事 光茂公御在府の時大火事出来、「御機嫌を伺ふ爲御登城成され候にてはこれ有るまじくや。」と御玄關に御控へ御座なされ、御留守居共に御詮議なされ候。求馬申上げ候は、「私見繕ひ申上ぐべし。」と申捨て、騎馬にて駈出で申し候處、途中にて輪乗なされ候御大名御座候に付て、求馬飛び下

り、御供の衆へ尋ね候へば、(三)「松平長門守にて候。」と申し候。求馬申し候は、
「松平丹後守使申付け候。是程の大火に候へば登城仕り候にてはこれ有るまじく
や。御相談の爲、使者を以て申承り候」由、申達し候。御返答に、「此方も並を見
合ひ、相待ち居り申し候。早々御出なさるべく候。御同道にて登城仕るべし」と
仰聞けられ、即ち罷歸り、申上げ候に付て、御登城なされ候。此の時求馬乗出し候
跡にて、光茂公御意に、「求馬程なるものを今一人ほしく候。但し疵がある者。」と(四)
田中九左衛門へ仰せられ候。九左衛門御請に、「あの疵は年若に候。條直り申すべく。」
と申上げ候由。

(一) 江戸大火事 明暦三年の江戸大火。(四〇八・註二)

(二) 相良求馬 及眞。(八・註一)この時求馬廿八歳。

(三) 松平長門守 忠充。

(四) 田中九左衛門 茂俊。源右衛門茂之の次男で、江戸御留守居役を勤めた。寛文二年四月歿。

九二 中野勘右衛門、暇を出した下女を呼寄せ打捨て、浪人

(一) 中野勘右衛門妻殺害の事 勘右衛門妻は、(二)枝吉利左衛門養子の娘にて候。一
旦、離別いたし、又呼寄せ、若黨と密通の事申聞かせ、下女共に三人殺害仕られ候。
御詮議の上、下女前方隙をくれ候を、用事の由にて呼寄せ、打捨て候儀無調法にて、

浪人仰付けられ候由。

(二) 中野勘右衛門 氏英。久我勘右衛門(七三一・註七)と同人。

(三) 枝吉利左衛門 順之(三四三・註三)。養子の娘といふのは、實は利左衛門の養母方の従弟半に當る野中内藏允の女で、養女としたものである。殺害は貞享四年七月十五日の事である。

九二二 石井内藏允、故人に科を負はするは本意でないと中野將監を庇ふ

(一) 石井内藏允御究めの事 中野將監切腹後、内藏允 (二) 櫛村清兵衛兩人は將監附役にて候故、將監仕方一々御尋ねこれあり候。内藏允へ、「この事如何様に候や。」と一箇條問懸け候へば、「それは曾て將監殿存じなき事にて候。私不調法にて候。」又一箇條尋ねられ候へば、「それも私仕りたる事にて候。將監殿は御前の御用際これなく候に付て、我々了簡にて何事をも相濟まし、少々は聞かせ申したる事も候へども、何事も御存じなき御方にて、我々次第とばかり御申し候。皆以て拙者不調法にて候。」と申すに付て、「左様ばかりもこれあるまじく候。將監了簡にて仕りたる事もこれあるべく候間、有體申出で候様に。」とこれあり候時、内藏允申し候は、「將監殿存生にて候はゞ、少々はあなたの御申付け候と申す箇條もこれあるべく候。今亡き人に科をおはせ、我が身を遁れ申す事は侍の本意にてこれなく候。」と申し候に付て、

御詮議の衆何れも感じ入られ、何の科もこれなく候。清兵衛は色々申譯など仕り候に付て、不埒の儀共出来候て、隠居仰付けられ候。その後 (三) 辨財嶽公事の時、人柄御詮議、一人は内藏允を最初極め申し候由。

(一) 石井内藏允 名は義信。甚右衛門と稱した。石井一黨、安兵衛義利の子である。辨財嶽争論の時、久保山村百姓久右衛門と稱し、同庄屋となつた石田與四右衛門惟之と共に、江戸に派遣されて大いに活躍し、元祿七年藩主の御感狀を戴き、加増された。

(二) 檜村清兵衛 名は重豫。清左衛門とも稱した。藤左衛門重興の子。元祿十三年十二月歿。

(三) 辨財嶽公事 肥筑兩藩存振争論。(七八五・註一)

九一三 鍋島普周、公事役人に「腹を切り得る者」と大木左助を推薦す

(一) 辨財公事の時 (二) 鍋島普周評判の事 普周は北原に罷在られ候。辨財嶽公事公に成り候に付て、役人江戸差登せらるゝ由、取沙汰これあり候時分、(三) 永明寺住持 (四) 海音和尚へ、普周申され候は、「今度の役人、(五) 大木左助仰付けられ候へかし。其の仔細は、今度の公事、萬一負けになり候節は、江戸にて腹を切らねばならぬ事なり。左助は、其の心得あるものにて候。」と申され候。海音和尚御話にて候由。

(一) 辨財公事 肥筑兩藩存振山争論の事。(七八五・註一)

(二) 鍋島普周 鍋島内記種世、六左衛門。(三一六・註三)

(三) 永明寺 俗にヨウミヨウジと呼ぶ。もと佐賀郡北原村(春日村)にあつた。寛文三年五月、

普周の弟深江信溪が初めて楠公父子の本像を彫んで安置し、これを祀つた寺である。今は廢滅してその跡を止むるのみである。

(四) 海音和尚 天祐寺第十一世住持。後永明寺に隱居した。

(五) 大木左助 勝右衛門朝貫入道道貫。(八二二・註七)

九一四 石田五左衛門、辨財嶽公事に勝ち歸國途中出家せんとす

同時 (一) 石田五左衛門 (二) 元結拂ひ候事 辨財嶽公事、肥前の利運になり、百姓五

左衛門 (三) 内藏之允歸國の節、道中にて五左衛門元結を拂ひ申し候。役人中其の仔細尋

ね候處、「今度の公事に一命を捨て置き候。利運に成り候上は、何も世に望これ無

く候。是より、遁世の所存に候。」と申し候。何れも押留め、沙汰なしに御國元罷

着き候上、兩人共に御加増下され候なり。

或人云ふ、五左衛門所存、潔く聞え候へども、無事罷着き候には劣るかと思はるゝ

なり。

(二) 石田五左衛門

本名石田與四右衛門惟之。初名三郎兵衛。石田一鼎(安左衛門宣之)の弟で、

光茂世嗣綱茂の近習役から會所附役となつたが、元祿五年肥筑兩藩齊振山爭論の時、主命に依り

久保山村庄屋五左衛門に假裝し、江戸評定所に出廷して大いに辯論に努め、遂に勝利を得た。本

文は此の時の事である。歸國後會所頭人着座格番頭に進み、元祿十四年九月六日歿した。年六

十九。法名宗嶽道休。墓は佐賀市精町水月庵にある。

(二) 元結を拂ふ 髻を切つて出家になること。

(三) 内藏之允 石井内藏之允義信。此の時百姓久右衛門に假裝して與四右衛門と同行した。(九一

二・註一)

九一五 三谷千左衛門、勝茂逝去の時高傳寺で自ら御側衆の髪を切る

(一) 三谷千左衛門意見の事 千左衛門は、勝茂公御歩行十人衆の隨一にて候。段々

御取立成され、常々の物語に、人は氣持が大事なり。重病にて相果て候時も、今日死ん

ではならぬ事有る間、二三日は生きて居るべしと思ふたらば、氣を引上げ、三日計りの命は

儘に生延ぶべしと覺え候。」と申し候。勝茂公江戸にて御卒去の時、追腹の外、御側の

衆何れも髪を剃り、元結拂ひ申され候。其の内 (二) 石井六郎左衛門 (三) 大隈加兵衛、此

の兩人は、御骨の御供仰付けられ候に付て、髪を剃り申さず罷下り、高傳寺へ御骨を差

上げ、兩人共に涙にむせび罷在り候。千左衛門は白洲に罷在り候が、旅仕度の儘にて

駈上り、兩人の元結を、脇差抜きて切拂ひ申し候。(四) 其の場ぬけ申さざる様にと存じ

候故、卒忽ながら右の通り仕り候由なり。光茂公御代、俄に御能思召立たれ候へど

も、能心得候者これ無く、御探促候處、(五) 安住權右衛門養子 (六) 源七と申す者、(七)

藤島清左衛門弟子にて、能を仕り候。其の頃御臺所役者仕り罷在り候。則ち召出

され、御相手に罷成り候に付、侍に召成され、日々夜々御前に罷出で候。別けて氣遣仕り罷在り候。千左衛門申し候は、「そなたは定めて氣遣に存ぜらるべく候も、心持を申すべく候。一度立身仰付けられ候へば、生來の本望は早達し候。此の上にて浪人切腹仰付けられ候ても、少しも残念の所は有るまじく候。一度の立身にて、侍の浪人と成り候は面目にて候。」と申し候。此の一言にて、源七は、「胸すわり、心安く成り候。」と申し候由。

(一) 三谷千左衛門 政通入道如休。(二二・註三)

(二) 石井六郎左衛門 賢成。此の時剃髮して宗閑と號した。正徳二年十二月歿。

(三) 大隈加兵衛 孝辰。安兵衛の子。大隈重信侯の先祖で安藝守茂隆(三六八・註二)の曾孫である。寶永三年八月歿。

(四) 其の場ぬけ申さるる様に 時所を逸せぬ様にの意。

(五) 安住權右衛門 時春。本姓江副で、安住源七の後見となり姓を安住と改めた。正徳二年九月歿。

(六) 源七 名は英尚、後惣左衛門と稱した。實は村岡氏で、安住彌惣左衛門英元の養子となつた。正徳五年十月歿。年五十四。

(七) 藤島清左衛門 藤島生益(三九五・註六)の孫。

九一六 劍客村川傳右衛門、中間小僧に迄口上や時宜作法を仕込む

(二) 村川傳右衛門下人仕立て候事 傳右衛門家來は、口上を能く申し候と、その頃

世上にも沙汰これあり候。先づ頭立ち候者に、能く口上の指南を仕り置き、中間小僧共迄に指南をさせ、毎度聞次ぎ口上申し候時、引直し申され、時宜作法、本より能く仕込み申され候。傳右衛門は、二月堂様兵法の打太刀にて、柳生殿弟子にて候。返誓詞の時、傳右衛門罷越し、但馬守殿病氣にて判形相成らず候故、傳右衛門筆を持ち、但馬守殿へ筆取らせ候て、判取り申し候由。

(二) 村川傳右衛門 名は貞政。宗傳と號した。實は中野神右衛門清明の四男で、常朝の父重澄の弟に當り、小城藩御附人村川藤右衛門重次の養子となつた人。初め左源太と稱し、九歳の時から直茂に仕へ、後小城藩祖鍋島元茂の家老となつた。武藝に長じ元和二年六月廿三日元茂が新陰流兵法入門、柳生又右衛門(但馬守宗矩)に誓紙を出した時、打太刀を勤めた。延寶二年二月廿日歿。年七十八。法名心安宗傳。

(三) 月堂様 小城藩祖鍋島元茂。

九一七 淺草喧嘩の不首尾、打返しは一人行いて切殺さるゝ迄

淺草喧嘩の事 船遊山の爲、小森榮順大坪甚右衛門 武藤六右衛門 鹿江茂左衛門 吉井與一右衛門 江副甚兵衛 牟田六之允 丹羽喜左衛門など同道にて罷出でられ候。榮順甚右衛門兩人、淺草觀音の前遊山茶屋へ參り、茶屋の男共と口論仕出し、打ちひしがれ候。此の由船に聞え候に付て、六右衛門、「打返し仕るべし。」と申し候。與一右

衛門 甚兵衛同意。」と申し候。さりながら餘の衆、「御家の御難に候。」と、差留め罷歸られ候。御屋敷にても、六右衛門は、「是非打返し仕るべし。」と申し候へども、差留められ候。榮順 甚右衛門手足叶はず、其のまゝ切捨て、餘の衆御呵なり。委細の儀追て承合ひ申すべきなり。是に付、或人云ふ。打返しなどは、申合はせて埒の明くものにてなし。一人行いて (二) 切殺さるゝ迄と覺悟あるべし。口にて、打返しゝと云ひ募るは、紛れもの有るなり。智慧の有る者は、口計りにて後日の聞えを取る事あり。曲者と云ふは、沙汰なしに潜かに脱け出て死ぬ者なり。仕課するに及ばず、切殺さるゝが曲者なり。斯様の者は、多分仕課する事これ有るなり。

(二) 切殺さるゝ迄 (五六參照)。

九一八 十三歳の少年成富久米之助、下人と共に兄の敵を討つ

(一) 成富久米之助兄の敵討ち候事 (二) 藏人總領忠兵衛十四歳の時、(三) 古賀の橋の上にて所の者共盗人を打擲いたすを見物いたし、後には忠兵衛一人になり打擲いたし候。その時、盗人走りかゝり、忠兵衛が脇差を抜き取り、一突きに突殺し、南を指して逃げ申し候。この事 (四) 鷹師小路の宿元へ相知れ候に付て、弟久米之助十三歳に罷成り候。が駈附け候へば、忠兵衛は早や息絶え申し候故、羽織をぬぎてかぶせ置き、盗人に聲を

かけ、追ひかけ申し候。この事 (五) 藏人女房承り、差替の刀を持出し、下人關左衛門に渡し、「忠兵衛が敵と云ひ、久米之助幼少なれば、いづく迄も追附き、敵を取つて見せ候へ。」と申附け候。關左衛門走り出で候へば、(六) 南里村の方へ参り候。」と申す者候故、息を切つて走り附け候處、所の者共盜人を (七) 居込み候。關左衛門飛びかかり言葉をかけ、一打ちに打落し候。久米之助は田のあぜを走り、度々ころび土によぐれ駈來り候に付て、「兄の敵に候間、とゞめ御刺し候へ。」と、關左衛門働きて仕濟し、罷歸り候。(八) 三月四日の事なり。久米之助は今の次左衛門にて候。母は (九) 荒木雲八妹にて候。その日、(一〇) 山本權之丞遠所へ参り、夜に入り歸り候處、途中へ下人提灯を持ち出迎へ、右の次第知らせ候に付て、直ちに見舞申し候由なり。

(一) 成富久米之助 後に次左衛門延秀、また五郎兵衛と稱した。成富兵庫茂安の養子藏人安利の

孫藏人爲門の次男である。享保十三年十一月歿。

(二) 藏人 成富藏人爲門。(三二六・註九)

(三) 古賀 佐賀郡北川副村大字木原字古賀。

(四) 鷹師小路 今の佐賀市水ヶ江町鷹匠小路。

(五) 藏人女房 荒木雲八宗法の妹で即ち忠兵衛久米之助兄弟の母である。

(六) 南里村 今の佐賀郡西川副村大字南里。

(七) 居込む 追込み包圍すること。

(八) 三月四日 承應二年。

(九) 荒木雲八 名は宗法。藤左衛門貞頼の子で、光茂の時侍に召上げられた。寶永三年十月歿。法名徹外常音。

(一〇) 山本權之丞 常朝の甥で年長の山本五郎左衛門の事か。常朝誕生より六年前の事である。五郎左衛門とすれば、時に十五歳で、久米之助らと朋輩であつたであらう。

九一九 下村生運、鍋島直茂に湯を所望され、氣轉を見せて召出さる

(一) 下村生運しもむらしちうんの事。或時あるとき、直茂公なほしげとうさうてう早朝御鷹野おんたかのに御出で、(二) 下村しもむらにて寺てらへ御走り入り、湯ゆを御所望ごしよまうなされ候故さうらふゆゑ、住持ぢうぢゐるりにて火ひを焚たき居をり申し候まをさうらふが、にえ湯ゆを少し茶碗ちやわんに入れ、水みづを多くさし差上げ候さしあさうらふ。一口くちに召上めしあがられ、「今一つ」と仰おほせられ候時さうらふとき、湯ゆのかげんあつく致いたし差上げ候さしあさうらふ。しづかに召上めしあがられ候て、彼の僧氣轉そうきてんを御感おかんじなされ、後召出のちめしだされて生運しちうんと申し候由さうらふよし。(三) 泰巖たいがん記に、(四) 僧芳叔そうほうしゆとこれあるなり。

(二) 下村生運 下村三郎左衛門信光の嫡子。先祖は、太宰少貳資能(入道覺慧、六男城次郎左衛門經國六代の孫藤織長門守資光といふ。少貳政資の時、資光小城郡藤織村(今の織島地方の總稱)の地頭となり、姓を藤織と稱し、嫡子經利、藤織本村を領し、次男次左衛門長光、藤織下村を領し初めて下村氏を稱した。明應六年、少貳政資が大内氏に攻められ、多久專稱寺で自害した時、經利長光兄弟も戦死したが、長光の子三郎左衛門信光、佐賀郡巨勢郷に移り、長興寺(兵庫村)附近に新田を開拓して住し、此の地を下村と稱するに至つた。天文十四年龍造寺一族六人が馬場頼周のために鑿殺された時、信光の弟源八郎清光 同犬房丸は周家に従ひ、祇園原で共に戦死し、

信光の嫡子は長興寺に入つて出家し、芳叔と號した。これ、後の下村生運である。『葉隱校補』には、元龜元年大友氏來襲の時、芳叔、下村の百姓共を催して防戦、軍功を立て、高尾龜王院で鍋島直茂に謁して召抱へられ、同二年還俗、朝鮮陣にも從軍し、諸所の使者などを勤めて別けて御用に立ち、慶長六年隱居したとある。藤島生益、鍋島生三と共に、鍋島三入道の一人である。慶長六年閏十一月十七日歿。法名三星軒生運。墓は兵庫村下村長興寺にある。

(二) 下村 今の佐賀郡兵庫村大字淵字下村である。

(三) 泰巖記 龍造寺隆信の傳記で、『泰巖公年譜』ともいふ。石田一鼎の著述である。

(四) 芳叔 『泰巖公年譜』に、元龜元年四月大友軍來襲の時、僧芳叔が僧長慶と共に、廣橋一遊軒を援けて敵を防ぎ、長慶が疵を蒙つたので、芳叔之を扶けて去り、薙刀を振つて敵を撃退し、鍋島直茂(時に信昌) 芳叔を龜王院で謁見した事が記され、最後に「後名下村生運是也」とある。

九二〇 多久長門、隱居後も家中の迎へを斥けて佐嘉を離れず

(二) 多久長門殿隱居の事 長門殿御隱居は、ちと様子これ有り候。由。口達有り。夫れに付、多久家中屋敷へ参り、「即ち多久へ御引取り、御隱居候へ。御迎ひに参り候」由申し候。長門殿返答、「何れも申す所尤もにて候。去りながら我等隱居は、心入これ有る事に候間、一生佐嘉を離れ候事、叶はず候間堪忍いたし候へ。」と申され候由。口達有り。

(二) 多久長門殿 茂短。(六九四・註二)。(此の項六九四参照)

九二一 大河内勘解由、主人中野神右衛門に隨ひ、帶刀の儘客間に通る

中野神右衛門家來大河内勘解由の事

神右衛門

(二)濱松にて

小川右馬丞打果し、多久

長門殿憤られ候へども、

神右衛門事色々様子ども

候て浪人にて相濟み、その年の暮、

召直され候節、まづ長門殿へ禮に参り候に付て、御面談あるべき由にて、奥の間に罷

通り候節、家來勘解由刀差しながら罷通り候に付て、家來衆咎め候へば、「某は主

の傍を片時も離れ申す儀、罷成らざる生附にて候。前々より如陸甲冑共斯くの如くに

候。御免なされ候へ」と申し候て、次の間迄参り居り候由。誠に一人當千なり。

(一)濱松にて

慶長十三年駿河城普請の時、佐賀から遣はされた中野神右衛門清明が、意趣あつ

て佐賀御目付小川右馬丞を殺さうとしたが、公儀御普請場を汚すを恐れて忍耐し、歸途九月二十

五日遠州濱松で右馬丞主従三人を殺害した。神右衛門は、多久長門(安順)に追附いて申譯に切

腹しようとしたが、押留められ、歸國の上浪人仰付けられ、神埼郡渡瀬(千歳村)知行所に籠居

し、間もなく歸參を許された。籠居中、直茂夫妻は、三日にあげず竊かに使者を遣はし、着物な

どを與へたことが、常朝手記の『中野神右衛門年譜』に記されてゐる。小川右馬丞は多久長門の一族である。

九三三 中野將監浪人の時、山本前神右衛門中野一門を勵まして祝宴

中野將監浪人の時、

山本神右衛門一言の事

將監は光茂公御小姓に召使はれ、後年寄

役仰付け置かれ候。然る處浪人仰付けられ、「先祖忠義の家に候間、跡式相違なく相

立てらるべく候間、一門中より相願ひ候様に。」と仰出され候。前方御究めとても

これなく、不意の行懸りに付、一家一門中、途方なき體にて罷在られ候。然る處、山本前神右衛門參られ、仰渡しの様子尋ねられ候に付、右の趣話し申され候。神右衛門これを承り涙を流し、「さてく有難き事かな、何れも御城の方を拜み申し候へ。」と手を合はせ、「御主人の事なれば御氣に背き候時は、浪人はさて置き、礫にも相懸けらるべき事に候。それに先祖の忠を思召され、跡式御立て下され候儀、御厚恩の次第何にたとへ申すべきや。斯様の有難き事を存じ附かず、皆の衆述懷候様相見え候。即ち盃出し候へ、祝ひ申すべし。」と申され候。故、數人集り居り候衆、家内の女童まで浮上り、きほひ申し候由。老功の一言他事無きものなり。

其の時、將監知行は中野市左衛門へ下され候。今の十右衛門なり。將監 (二) 道廣仰付けられ候てより、市左衛門御斷り申上げ候に付て、將監へ四百石、市左衛門へ百石下され候なり。

(二) 道廣 みちびろ。浪人又は閉門中の者が、赦されて道廣く、公然と歩まれるやうになると。即ち赦免の意に用ひられた特有の語。當時の記録類に使用されてゐる。

九二三

深江二左衛門の草履取、主人の惡事を言はず究役を感嘆さす

深江二左衛門御究めの事 二左衛門儀大阪御留守居役數年相勤め候處、不行跡の旨

相聞え、役差迦され、御究めこれあり候。召使共下着の上、宿許々々へ罷歸り候處に、相改めらる儀候間、評定所罷出づべきの旨申來り候故、先づ二左衛門宅へ参り申様相尋ね候。二左衛門返答に、「上より御尋ねの儀、有體に申すべく候。申様とて申聞かす儀はこれなし。」と家來取次にて申聞かせ、終に面談仕らず候由。さて評定所にて御究めの節、草履取一人何事も存ぜずと申し出で候。究役きびしく申し懸けられ、偽り候はと拷問仰付けらるべき由に候。その時、この者申し候は、「すべて主人の上の惡事、家來として申さぬもの由承り候。たとひ責殺さるゝとも申す儀罷成らず。」と申すに付て、何れも感ぜられ候由。この者二深堀新左衛門乞受け申され候。由。二左衛門は鍋島安藝殿の孫なり。この時、主水殿へ御預けなされ候。

(一) 深江二左衛門 名は元久。鍋島主馬允直賢(鍋島安藝茂賢)の次男で、深江平兵衛入道信溪の養子となつた。これは元祿九年の事である。

(二) 深堀新左衛門 名は正庸。鍋島主馬允直賢の長男で、深江二左衛門の兄である。着座御藏人頭人となり、貞享三年十一月二日歿。年五十四。法名道感日邊。

九二四 北島甚左衛門、諸人の代りに切腹を申出で上下を拜領す

(一) 北島甚左衛門御上下拜領の事 甚左衛門、大阪御屋敷雜務目付相勤め候内、詰中、上下不行跡の段、御國元へ相聞え候。追て佐嘉にて甚左衛門へ、御目付中より言上

延引の儀、究めこれあり候。甚左衛門答に、「詰中上下、一人も残らず悪所へ罷越し候儀、その紛れ御座なく候。慥に見届け申し候。言上仕り候はゞ、一人も残らず御仕置仰付けらるべき事に候。その節は、大人數の事に候へば、御名立ち候儀、何とも笑止に存じ候て、差控へ申し候。然れば目付役として見届け候儀、言上仕らざる科には、切腹仰付けらるべくと、覺悟仕り罷在り候。以來の締りにも、數人御仕置なされ候よりは、某切腹仰付けられ候はゞ、諸人相嗜み申すべくと存じ候。御名立ち候替物に腹仕り候儀、本望に存じ奉り候」段、申出で候。その以後、兎角の儀これなく、追て役方神妙に相勤め候由にて、御上下拜領せしめられ候由。金丸氏話。

(一) 北島甚左衛門 兼房。甚左衛門元範(三二六・註六)の養子で、實は澁谷源五左衛門の次男である。正徳元年五月部屋住中に歿した。

九二五

安住道古物語、子供を出家百姓にするは御家再興の時の爲

(二) 安住道古物語の事

道古は

(三) 石見守殿の末なり。

小城に相附けられ候。

道古

話に、「人の身に大切なる物は氣味合なり。命などは散りて行くものなり。又日本に佛法弘まり、近年は俗人も佛法に心懸くるなどと云ひて取りはやし候が、後には、すくたれ

者になるべく候。仔細は、佛道にては「生死事大」「生死切斷」「生死を離る」などと云ひて、生死を重く沙汰するなり。誠に大切の事と思附き、坐禪工夫など致し候が、悟り候て死の輕くなる者は稀に有るべく候。未だ悟らぬ内に死ぬ事出来たらば、大事に思ふ癖附き居る故死に兼ね、すくたれ申すべく候。死ほど輕きものはなし。恥知りたる兒女などは、屁一つにて命を捨て申すなり。然れば、屁よりも輕きものなり。又今時の者、飲み食ひの參會を致すは、是非に及ばぬ益體なしなり。少し心ある者共は、主人家老の非義を語りて、笑止なる事などと云ふ者もあり。これは少しはよき様にあれども、歎きたる計りにて詮なきなり。主人家老に非義ある時は、譜代の士は再興門を心得て居るべき事なり。再興門と云ふは、若し御國の仕置悪くして他の領地となり候時、鍋島家に取返す仕様なり。その仕様と云ふは、先づ兼ねて御主人の御末子を一人出家になして置くなり。御家中の士も、嫡子の外は百姓出家になして置くなり。さて、新領主入替りの後、出家百姓寄合ひ、領主の非義を作り立て、様々世上に沙汰をさせ、國を失はするなり。その後の領主もまた崩させくして、その上に百姓出家、公儀へ出で、肥前は譜代の國にて候故、藩主を慕ひ御領主を一圓うけがひ申さず候。以後とても長久これあるまじく候。然れば、藩主の末の者出家にて罷在り候を、一國中御憐愍の爲還俗仰付けられ候様、

さ候はゞ國治まり申すべしと申上ぐべく候。その時御家再興するなり。」と申し候。道古次男出家、三男百姓に致し置き候。由。又、「鍋島の槍先、一寸五分折れ申し候。仔細は先づ直茂公 勝茂公の御軍功、御物語等を覚え居り候者次第になくなり、鍋島家の骨を存ぜざる者はびこり、昔風などとして昔話などは嫌ひ申し候。これにて五分折れ申し候。又昔は黒米飯、干葉汁にて、朝夕暮し申し候。さ候て身上柄の者は馬を立飼ひ、米豆を喰はせ、隨分泌藏仕り候。これ弓箭の爲なり。近代は食物に様々の仕出しをし、妻子共を駕籠に乗せ、縫箔の着物を着せ候て、馬は持ち申さず候。これにて五分折れ申し候。又近年、江戸上方往來繁く、上下共餘所風を見習ひ、肥前風を見さげ申し候に付て、骨よわくなり申し候。これにて又五分折れ申し候。」と申し候由。

(二) 安住道古 通稱勘助。入道して道古と號した。清右衛門茂能の子である。茂能、小城藩祖鍋島元茂の附人として小城家中となり、勘助は池上村(今の佐賀郡川上村池上)に住した。小城藩主鍋島直能の時、勘助、芦刈(小城郡芦刈村)數千町の田地に灌漑水乏しきを憂へて、川上川の水を引いて灌漑に便じようと企て、夜ひそかに水中に入つて泳ぎ流れ、水行を察すること七夜に及び遂に直能の命によつて自ら頭取となり、芦刈水道を開鑿した。芦刈及び沿道の民その恩澤に浴する者多く、今尙「ドウコウさん」といつて神の如く崇敬してゐる。貞享元年六月九日歿。法名一字道古。墓は佐賀市東田代町瑞龍庵にある。

(三) 石見守 安住石見守秀能。兵部少輔榮能の次男で、安藝守家能の弟である。佐賀市東田代町

廣德寺の開基で、元和七年正月十三日歿した。法名石心道見。妻は鍋島藩房の次女、即ち鍋島直茂の姉である。

九二六 神職杉野德太夫、公の訊問にも身命に替へて人の非を言はず

(一) 杉野德太夫御究めの事 (二) 山村造酒御究めの時分、德太夫召出され、造酒惡事一中出づべき由、相問はれ候ても、一向存ぜざる由申し候て、その座にて、「藤廻松」と云ふ題にて歌を案じ居り申し候。その後の御究めに、(三)「一門と申し、不斷一所に立會ひ罷在る者に候へば、存じ申すべし。」と、きびしく相究められ候。德太夫申し候は、「某は神職の者にて、朝夕の勤めに、人の安穩をこそ祈り申し候。たとひ、造酒惡事存じ候とも神慮に違ひ、人の非を申出で候儀、身命に替へ候て罷成らず候。」と申し候。その後、御改めこれなく候由。

(二) 杉野德太夫 名は竹德。代々佐賀伊勢大神宮の神官で、歌人である。延寶三年廿八歳の時神官を辭し、名を龜藏と改め、春日山浦田(佐賀郡春日村大字久池井字浦田)に住んだ。綱茂の時寶永二年六月十一日召出されて侍臣となり、切米四十石を賜はり、社人取次役を仰付けられ、命によつて姓名を富本伊右衛門と改めた。傍ら、綱茂の女伊勢峯姫(上杉民部大輔吉憲と縁組、正徳二年六月七日早世、年十四歳)に、和歌筑紫琴の師範を勤め、正徳二年二月廿三日歿した。年六十五。德太夫曾て京都に上り、平間長雅の門に入つて二條流の歌學を修め、貞享四年八月その傳授を受け、又南里(佐賀郡西川副村)正定寺第廿一世超譽上人(境智德應大和尚といふ。勝

茂第十二男。諫早慶岩寺龍譽上人の弟子となり、長崎縣南松浦郡富江町大蓮寺 南里正定寺 佐賀郡金立村千布淨圓寺の住職を経て藤津郡鹿島町淨林寺の開山となり、正徳五年三月廿六日寂。年八十九。に就いて筑紫琴を學び、詩歌を善くした。春日にゐる頃、山本常朝と交り、常朝の和歌を添削してゐた。山本常朝家集に「龜藏翁點」とあるのが、それである。梅坡又は梅精廬藏軒と號し、傳書、詠草等がある。墓は佐賀市點合町天徳寺にある。

(二) 山村造酒 名は之後(一〇一・註一)。その罪科は詳かでない。山本常朝の妻(柏玄貞松)は、外記連俊の兄助太夫成次の女である。

(三) 一門 神職同士か、親族か。親族とすれば續柄は判らない。

九二七 長森傳次郎の純潔、「不忠の人から頼まれても取次はせぬ」

(一) 武藤主馬御究めの時分、(二) 長森傳次郎召出され、「主馬より林家へ内通の取次 仕らず候や。」と相究められ候。傳次郎申し候は、「某儀儒者の眞似を仕り候に付て、その道にて御家に召出され、御厚恩身に餘りたる儀に候。さて又主馬殿某に到り懇意淺からず、今以て忘却仕らず候。然れども不忠の聞え御座候に付、遺恨に存じ罷在り候。御厚恩の御主人に對し、儒門の法に對し、不忠の聞え御座候人より、たとひ頼まれ候ても、全く取次仕る所存にて御座なく候。」と申し候に付、何れも御感じ候なり。

(二) 武藤主馬 武藤少貳氏の末葉、主馬允定恒の子。名は定則。六右衛門 七郎右衛門 善兵衛と稱

し、長崎聞番役から御年寄役 加判家老に進んだ。寶永四年十二月、幕府の儒者林家に内通の事があつて死罪に處せられようとしたが、藩主綱茂一周忌のため特赦、鍋島新太郎に預けられた。本文は、この事である。同月廿五日杵島郡須古に於て歿した。年七十三。法名安山白心。

(三) 長森傳次郎 名は敬一。以休と號した。林大學頭信篤の門下で、初め關氏を姓とし、松平出雲守に仕へたが、病氣のため美濃國關村に移り、氏を長森に改めた。寶永元年藩主綱茂に聘せられて佐賀に來り二十人扶持を拜領した。寶曆三年正月歿。年七十。法名法安自救。藩主宗茂の命により、肥前及び九州諸國の治亂興亡を記した舊記を淨書訂證して『治亂記』と名づけた。此の書は、先に馬渡俊繼が取捨校訂したもので、後に『北肥戰誌』と名づけられた著名な戰記である。

九二八 御經參り四人侍の川上喧嘩、土山茂右衛門手腹を願ひ出づ

川上喧嘩の事

(一) 土山茂右衛門 (二) 東彌市右衛門 (三) 大木次太夫 (四) 石井伊左衛門同

道にて御經參り仕られ候處、川上宿、鐵タク長右衛門と申す(五)取手取、弟子數人召連れ參詣致し候に參り合ひ、弟子共と口論仕出し申され候を、大勢にて打ちひしぎ、茂右衛門彌市右衛門には棒疵附け申し候。此の事御究めに成り、四人ながら一門一門に相預けられ候。茂右衛門次太夫は、大木兵部預りにて候が、兩人申合はせ、脱け出で、長右衛門所へ仕懸け、聲を立て候に付て、長右衛門裏の口より出で候處を、茂右衛門待請け、切留め申し候。其の上にて、「最初の相手數人の事に候へば、どれとも相知れず候。川上宿中残らず、なで切り。」と呼はりかけ候に付て、悉く逃げ散り申

し候。其の場仕舞ひ、罷歸り候。追て茂右衛門 彌市右衛門 切腹、次太夫浪人、治右衛門閉門にて候。茂右衛門は手腹の願仕り、左の片腹に突立て候時分、(公森門兵衛向ふに居り、「深く立て候へば、腸出で見苦しく候。浅く立てられ候へ。」と申し候。茂右衛門承り、「其方は物毎功者にて候へども、腹切り候事は有るまじく候。」と笑ひ申し候。介錯、中島七左衛門にて候。右に引廻し候時、廻り兼ね候を、七左衛門エイ聲をかけ候勢にて引廻し申し候由。仰出の内に、お經時分、四人ながら脇差計りにて候事、士の本意を取違へ候とこれ有り候由。四人共に、春日北原邊住居の時分なり。且又、兵部差引の事、口達。

九月廿六日供日振舞に、川上櫻馬場社家に参り、終日大酒、其の内伊左衛門 次太夫は下戸、茂右衛門 彌市右衛門正體なく酔ひ、夜に入り歸り候節、茂右衛門よろめき候を、櫻馬場に居り候若手の者ども笑ひ候て、「左様に呑み得ぬ酒ならば、呑まぬがまし。」などと申し候。茂右衛門腹を立て、「うぬし其の様な者には、(七はこを喰はせ申すべく候。」と申し候に付て、數人取懸り候を、残り三人押隔て候て、中河原迄参り候。茂右衛門尻をまくり、「うぬし其には、これを喰はせ申すべし。」と申し候に付て、又々大勢取懸り、茂右衛門を散々打擲踏倒し、残り三人は一人に二人三

人もいだしとめ、動かせ申さず、茂右衛門を踏倒し候上にて、十四五人の者共、一度に逃げ失せ申し候。相手知れざる故、力及ばず、茂右衛門は籠を取寄せ、乗せ候て、四人ながら罷歸り、銘々申出で候に付て、茂右衛門は一門土山與惣兵衛預り、伊左衛門は一門綾部權之允預り、次太夫は大本兵部、彌市右衛門は寄親預りに相成り候。十月何日夜、次太夫より茂右衛門へ手紙にて、「此の分にては一分立たず候間、明朝夜の中に打返し致すべく候間、忍び出で候様に。」と申遣はし候。翌朝主従づつて兩人、都渡城へ参り候。都渡城の宿中程に、テツクク長右衛門と申す、千人餘の弟子を取り、名高き指南者居り申し候。川上にて喧嘩の相手の内、長右衛門子供兄弟罷在り候由、相知れ候に付て、長右衛門宅に参り、外より、「土山茂右衛門大木次太夫打返しに参り候。出合ひ候様に。」と呼はり申し候。「子供兩人在合はせ申さず拙者出合ひ申すべし」と答へ候。表の口には次太夫、裏の口には茂右衛門行懸け候處に、長右衛門、裏の口より出で候を一間程やりのばし、大げさに茂右衛門切落し、とゞめをさし、別に出合ひ候ものこれ無く候故川上（八光明院へ参り、附届いたし罷歸り候。伊左衛門には兩人より知らせ申さざる處に、宿元右の様子相知れ、伊左衛門へ申し遣はし候に付て、則ち駈出し、其の日暮に川上に参着、都渡城川上宿を懸

け、三度走り廻り、「石井伊左衛門唯今駈附け候。長右衛門子供其の外相手に成るべき者出合ひ候へ。」と、高聲に呼はり候へども、一人も出合ふ者これ無く候故、九光明院へ附届致し、罷歸り候。

(一) 土山茂右衛門 五郎兵衛政延の次男。傳不詳。

(二) 大木次太夫 智堯。兵部知昌の四男で、勝右衛門朝貫の弟である。

(三) 石井伊左衛門 忠睦。後治右衛門と改めた。

(四) 御經参り 川上實相院の御經會詣で。(二九〇・註二)

(五) 取手取 柔道相撲などの力技士。

(六) 森門兵衛 統察。(二〇〇一・註一)

(七) はと 糞の方言。

(八) 光明院 實相院(六七六・註七)の塔頭。

九二九 賭的博突の同類切腹浪人、「上手に候故加へ申さず」

福地孫之允介錯人の事 孫之允 向井茂右衛門 池田善次郎 大隈新之允 中野休助申合

はせ、休助實の兄(二)澤邊平左衛門宅の塚にて賭的を射申し候。其の末博突になり、休助に向ひ、孫之允過言申し候に付て、取伏せ申され候を、押隔て申し候。此の頃世上に沙汰これ有り、「孫之允踏まれ候。」と申し扱ひ候。是は紛れ候事これ有りたる由なり。其の上にて御究めになり、孫之允休助切腹、平左衛門は亭主にて候故、是

も切腹、茂右衛門新之允は浪人仰付けられ候。善次郎御究めの時、同座にて博奕同類の由申出で候處、残りの人数より善次郎は加はり申さる段、申出で候に付て、重ねて御究めの時、「某儀上手にて候故、右の者は加へ申さず、實は見物仕り罷り候。」さりながら一座の儀に候へば、遁れ申すべき様これ無しと存じ、同類と申出で候。由申し候に付て、申分よく候由にて、閉門仰付けられ候。孫之允介錯小城の浦地氏にて候が、程遠き所より刀を抜き、初太刀切損じ、たゞき切仕り候由。

(二) 澤邊平左衛門 中野又兵衛政良(二七一・註二)の子で、休助の兄である。本文の事は天和二年十一月の出来事である。(二七、八五四参照)

九三〇 鍋島光茂夫人柳線院の慈愛に感激して料理人追腹を覺悟す

(一) 古川三太左衛門追腹の事 三太左衛門は(二)柳線院様へ、此の御方より御附けなされ候御料理人にて候。癪を煩ひ、食事絶え、十死一生の氣色にて候を、御前様聞召され、坂部御局を以て御懇の御意にて、御膳御すべりの品々拜領なされ候。有難く存じ奉り、無理に粥を一口食べ、それより食に付き、本服仕り候。この時追腹の覺悟仕り罷在り候。然る處御前様御他界、御葬禮の時三太左衛門御供仕り、死道具を持たせ参り候へども、差留められ候に付、力及ばず罷下り、翌年二月十五日追腹仕り

候。上杉殿より相附けられ候家老衆へ、御寺にて三太左衛門追腹仕り候。御自分も御供なさるべく候間、申合はすべしと申し候處、素より覺悟これなき事にて、當座の取合ひこれなく、無興に候。追て御在所にて改易との沙汰にて候由。三太左衛門孫増田氏話なり。

(二) 古川三太左衛門 傳不詳、柳線院逝去の時、追腹者は三太左衛門一人であつた。法名覺心道圓。

(三) 柳線院様 鍋島光茂の前室。上杉彈正大弼定勝の女(名はお虎)で、慶安二年四月十六日婚禮、明暦三年十二月二十三日逝去した。法名柳線院殿正室壽貞大姉。

(三) 増田氏話 増田彦左衛門明朝。彌五左衛門の次男で、増田七郎右衛門の養子となり、吉茂の代に、御祐筆役を勤めた。享保十四年十一月歿。

九三一 橋野將監、御家外聞の爲龍造寺隆信息女に追腹を請合ふ

(一) 橋野將監追腹請合の事 (二) 隆信公の御姫様、唐津の (三) 波多三河守殿へ御縁組、御迎に (四) 八並武藏守罷越し候處、御姫御病氣、十死一生の御様體にて候。武藏守申し候は、「御姫様の御供に罷越し候事に候へば、若し御本復御座無く候はゞ、追腹仕るべき」由申し候。頻りに差留められ候へども、一途に存じはまり候。御家老中御詮議に、「此方よりも追腹人これ無く候ては然るべからず候。御姫様の追腹申附け候

ても、請合うけあひ申まをすべき者ものこれ無く候さうらふ。橋野將監はしのしやげんは御請合おうけあひ申まをすべき事こともこれ有あるべし。」と、則すなはち呼出よびだし、「斯様かやうの事ことに候さうらふ條、太儀たいぎながら腹はらを切り申まをさるべき」由よし、相達あひたつせられ候さうらふ。將監しやげん申し候さうらふは、「存ぞんじ掛かけなき事ことに候さうらふ。但たゞし御家おんいへの御外聞ごがいぶんに懸かゝり候さうらふ事ことを私わたくしなどは似合にあひ申まをさず、日比大身ひごろたしんにて榮耀えいように餘あまりたる各様おのくさま、御切おきりなされ然しかるべし。」と申し候さうらふて、「但たゞし畏入おそれいり申まをし候さうらふ。」と請合うけあひ申まをし候さうらふ。さ候さうらふて、直ただちに武藏守むさしのまもりが旅宿りよしどに参まゐり、「某儀姫そなたぎしめの重恩ちゆうおんの者ものにて候さうらふ。追腹おひはら申し談だんずべし。」と申し候さうらふ由よし。然しかれども御病氣ごびやうき御本復ごほんぶくにて、御祝言相濟ごしうげんあひすみ候さうらふなり。

(一) 橋野將監 氏章。監物氏邑の子で、龍造寺隆信の家臣。

(二) 隆信公の御姫様 お安姫。後の妙安尼。(六五〇・註二)

(三) 波多三河守 名は親。初名鎮、最後に信時と改めた。幼名藤童丸、初下野守と稱した。松浦黨鬼子嶽城(東松浦郡北波多村岸岳)主で、文祿二年朝鮮在陣中豐太閤の忌諱に觸れて召還、常陸國に配流せられ、薙髮して了徹と號した。慶長三年十一月赦されて還る途中病に罹つて船中で歿した(松浦家世傳統系に據る)。天正二年龍造寺隆信と和し、同十五年豐臣秀吉から本領を安堵せられ、豐臣姓を賜はり、文祿元年松浦黨を率ゐて朝鮮役に出陣した。罪せられたのは陣中で鍋島直茂の下知に従はなかつた爲ともいはれてゐる。この時唐津の領地六萬石を沒收、寺澤志摩守廣高に與へられ、三河守は歸還後筑前黒田甲斐守長政に預けられ、更に常陸國佐竹左京大夫義宣の許に流された。親の最後については、前記の外配地で歿したとか、朝鮮で戦死したとか、家臣に擁せられて竊かに歸つたとか、種々の説があり、慶長元年十一月四日歿したともいふ。法名大翁

了徹。入道の後休齋と號したともいふ。又親の妻が名護屋で太閤の意に従はなかつた爲に夫の難に遭うたとの傳説もある。

(四) 八並武藏守 名は重。(三三八・註二)

九三二 廣橋一遊軒、戰場で頭の深手に青葉を押込んで鉢巻す

(二) 廣橋一遊軒仕立の事 一遊軒は御臺所の手男にて候。相撲の意趣にて相手七八人切殺し候故、生害に極り候處に、隆信公聞召され、「當時亂國の折、勇者大切に候。此の者は勇者たるべし。」と御免しなされ、頓て姉川邊御働きの時分、召連れられ候處、比類なき高名、毎度御先に進み、分捕仕り候。高木にて御一戰の時、一遊軒あまり深入仕り候故、御惜しみなされ御呼返し、御馬の脇に召置かれ候へども、先手進み兼ね候へば、駆出し、仕り候故、鎧の袖を御控へ御座なされ候。其の時頭は數ヶ所切りわられ、それに青葉を押込み、鉢巻仕り居り申し候由。其の比一遊軒の黒藥と申し候て、膏藥を合はせ申され候。外科など當國にこれ無き時分にて、腫物出來候者は、黒藥を付け申し候。其の黒藥は、(三)へそべに鹽そくひなり。出來物の頭を切割り、藥を押込み申され候故、大方の者は(三)絶入いたし候由。直茂公御腕に、御腫物御出來なされ候を見候て、「是非共御見せなされ候様に。」と申し候故、御見せなされ

候處、針を隠し置き、不圖切割り申し候。直茂公、「是は。」と仰せられ候へば、「是程の疵に痛み候や。」と申され候。直茂公、御取り、一遊軒の頬を切りさかれ候。御間よからざる故なり。天正二年須古（四）平井攻の時、直茂公の御手配にて一遊軒討死なり。

（二）廣橋一遊軒 多久の生れともいひ、又中國大内義隆の家人で、小川筑後守信安を頼つて龍造寺隆信に従屬したともいふ。母方の姓を名乗つて彌富一遊軒とも稱した。鎮西要略には田中一遊軒とあり、又同書に古橋一祐軒とも書かれてゐる。或書には一葉齋一遊齋とも書き、傳記は詳かでない。入道して信了と號した。

（三）へそべに鹽そくひ へそべは臍くそ（臍垢）で、これに鹽を混ぜてそくひ（續飯）に練り合はせ、膏藥としたものであらう。

（三）絶入 氣絶すること。

（四）平井攻 天正二年十一月龍造寺隆信が杵島郡須古高岳城主平井經治を攻めた戦。一遊軒は、この時討死したが、『北肥戦誌』には、次のやうに記されてゐる。

既に十一月廿六日（天正二年）龍造寺の軍士相圖を定め城を攻む。中にも一間堀の攻口、軍烈うして佐嘉勢の先手廣橋一祐軒追立てられて引退く。時に鍋島入替りて相戦ふ。（中略）斯くて敵味方討死手負數を知らず、日已に暮れむとす。時に鍋島、軍使を廣橋に遣し、御邊眞先に懸けらるゝと雖も、槍先鈍きに依りて、飛驒守が陣差支へ進む事を得ず候間、速に懸けらるべしといひ送られしかば、一祐軒大に腹を立て、案内知らぬ攻口といひ、其上日黄昏に及ぶ處に、無理の合戦を急ぐ軍の法がある。よし／＼此一祐に、討死せよとの使なるべし。心得たり。唯今候を此攻口に曝さむと、頻に士卒を下知し、自身眞先に進んで無二無三に攻め入りしを、川

津近江守見て、必ず敵の一將とや思ひけむ。抑並べて引組み、一祐が首を搔く。時に廣橋が家人二騎駈寄り、主の敵遁すまじと、近江守を討取りたり。(後略)或はいふ、一祐軒、此時鐵砲に中りて死すとも。非なり。又いふ、鍋島此時一祐に使を立て合戦を急ぎしは仔細ある事なりと。

『直茂公譜考補』には、「廣橋一祐軒は多久の地侍なり。又或説には、中國大内義隆の家人とも。武勇相勝れ、直茂公に劣らじと勵みし者なり。今度討死し、子孫無之故、與力知行共に直茂公へ御加増ありけるとなり。」とある。

九三三

使者鶴田彌七兵衛、敵彈に倒れ、又起上り口上を述べて死す

有馬にて、(一)鶴田彌七兵衛使者を勤め候事 (二)原城元日乗の時、(三)美作殿より
 (四)大木兵部へ彌七兵衛使に参り、口上申達し候半ばに、城中より打懸け候鐵砲、彌七兵衛が腰を打通し、忽ちうつぶしに伏したり。彌七兵衛又起上り、申し残し候口上を申し次ぎ、又打臥し相果て申し候。死骸を(五)平千兵衛にて送られ候。千兵衛、兵部陣に歸り候處に鐵砲に中り、相果て候となり。

(一) 鶴田彌七兵衛 松浦黨、獅子城主鶴田越前守前の嫡子賢の後で、子孫代々多久に住した。彌

七兵衛、名は和。寛文七年九月四日歿。法名直譽淨心。墓は小城郡多久村宮浦字白檜にある。

(二) 原城元日乗 寛永十五年元旦、島原の亂、原城攻めの時をいふ。原城址は長崎縣南高來郡南有馬町にある。

(三) 美作殿 多久美作守茂辰。(四八・註三)

(四) 大木兵部

大木兵部丞統清。(八七〇・註一)

(五) 平千兵衛

大木兵部組の足輕。『中野孝白本』には原千兵衛とあるが、平千兵衛の誤であらう。『葉隠校補』には多伊良千兵衛とある。

九三四

中野大學の雜務役勘定方究直し、前役兩人は浪人閉門

(一) 赤司茂右衛門御究の事

茂右衛門儀雜務役仕り候處、勘定方違却の儀これ有

り候て、(二) 石井傳右衛門

(三) 葉利左衛門仰付けられ相究められ候。口書披露の處、

勝茂公御心に叶はざる所御座候由にて、

(四) 中野大學(五) 於保作右衛門へ究直し仰付け

られ、傳右衛門利左衛門も立合ひ候様に仰付けられ候。其の頃評定所は水ヶ江にて

候。山城殿御屋敷なり。茂右衛門呼出し、一口申出で候へば、傳右衛門利左衛門かぶ

せかけ、申し伏せ候。其の時大學申し候は、「最前各御究の所、御心に叶ひ申さゞ

るに付て、此度は我々に仰付けられ候。各は御聞有るべく候。扱て篤と承るべく

候間、能く落着き候て申し出られ候様に。」と申し候へば、茂右衛門「畏まり候。」

と申し候て、差しうつぶき、頭われ血飛び申し候。其の後始終究濟み、四人一同に御

前に罷出で、口上披露の處、最初の口上と雲泥の違にて候。さ候て引取り候節、大

學申し候は、「傳右衛門利左衛門申分候はゞ、唯今御前にて申さるべく候。後には言

はせ申さず候。」と申し候へば、兩人共に一言も申さず引取り申し候。此の科にて利左衛門は浪人、傳右衛門は有馬の軍功に對せられ、閉門仰付けられ候由。

(二) 赤司茂右衛門 赤司黨(八〇二・註一)の一族で、正保二年二月本文の事で浪人仰付けられたが、浪人中三根郡天建寺村久留米領境の空地に柳を植ゑたり開拓したりして立派な畠地を作つた。後に肥前島と稱したのがこれである。

(二) 石井傳右衛門 正能。(六七八・註一)

(三) 葉利左衛門 先祖は明人で、中國大内義隆に仕へてゐたが、後肥前に來り龍造寺隆信の臣となつた。利左衛門は正保二年二月九日浪人、子孫は小城に住した。

(四) 中野大學 正利。中野神右衛門清明の四男で、重澄(常朝の父)の弟である。慶安二年六月十五日歿。年六十。法名法向院泊智。

(五) 於保作右衛門 宗將。高木氏の一族於保賢守入道の子である。

九三五 鍋島采女、ビードロ屏風を打破つた枝吉利左衛門の罪を被る

(一) 枝吉利左衛門 (二) 米兜羅屏風打破り候事 勝茂公御參勤前、長崎へ米兜羅屏風

初めて渡り候に付て御求めなされ、珍しき物に候間、御獻上なさるべき由にて、江戸御持越なされ、「損じ安き物に候間、随分念入れ候様に。」と、度々仰出され候。箱拵へ出來、御進物役 (三) 鍋島采女請取り、小屋へ持歸り申され候。然る處、枝吉利左衛門參り候て、「米兜羅屏風と申す物、話の爲に見置き申し度く候。」と申され候へども、

「箱に入れ置き候間、見申されまじく候。」由、申され候。然れども、是非見申すべき由にて、取出し見申され候が、取落し、打破り申され候。利左衛門その儘にて差置き、(四)「人の運命は知れぬものにて候。」と申し捨て、罷立ち候。その様子心元なく候故、呼返し、「曾て苦しからず候。態と致されたる事にてはこれなく候。御前へは申上げ様候間、少しも氣にかけられまじく候。尤も沙汰仕られまじき」由、采女申され候。利左衛門承り、「大切の御道具打破り候に付て、腹切り申す覺悟にて候。」と申し候に付、「さてく、小氣なる事にて候。何程の實にても人に御替へなざるべきや。」と申し候て、即ち御前へ罷出で、「御獻上の米兜羅屏風、猶々大事に心得、小屋にて入組を改め申し候處、取落し打破り申し候。この段人を以て申上ぐる迄も御座なく候故、御直に申上げ候。」と申し捨て、罷立ち候。その風情御心元なく思召され、御呼返し、「少しも苦しからず候。氣に懸け申すまじき」由、御意なされ候て、相濟み申し候。其の後、利左衛門采女も終に沙汰仕らず候。利左衛門はこの一禮を、何時ぞ申すべきものと存じ罷在り候。然る處、勝茂公御逝去、采女追腹に付て、利左衛門より進物に浴衣一つ、大毛氈一枚、一階一間にひろがり候様に拵へ、送り申され候。采女、別けて過分の由にて、浴衣着致し追腹仕られ候由。介錯(五)三谷千左衛

門。右の話を付て、大切の道具などは、むさと取扱ひ申すまじき儀なり。

(一) 枝吉利左衛門 順之。(三四三・註三)

(二) 米兎羅屏風 硝子製の衝立類であらう。

(三) 鍋島采女 常辰。(四七八・註一)。(此の項四七八参照)

(四) 人の運命は知れぬものにて候 切腹の覺悟をいふ。

(五) 三谷千左衛門 政通入道如休。(二二一・註三)

九三六 石井縫殿助、放討に行つて奇禍、養子鹽童家督を實子に護る

(一) 石井縫殿助 (二) 放討の事 縫殿助組内石井與左衛門と申す人、奸謀事これ有るに

付て、勝茂公より縫殿助に放打仰付けられ候。與左衛門方へ洩れ聞えざる様に、この事家

内にも沙汰致さず、家來 (三) 彦右衛門と申す者一人に潜かに申聞かせ、(四) 鹿江村與左衛

門宅へ參られ候。與左衛門は火鉢に松火をたき居り申し候。縫殿助申し候は、「こ

の間より御自身身上の事、承り合ひ候へば、科に仰付けらるゝに相極り候由に候。

若し申披きなどはこれなきや、相談の爲參り候」由申され候へば、與左衛門、「さてく

忝き事に候。先づ御酒を上げ申すべく。」と申し候て、勝手へ參り候に付て、こ

こをのばし候てはなるまじと飛懸り、組合ひ申され候處に、火鉢を踏返し、暗闇にな

り申し候。縫殿助家來彦右衛門は内談の通りに刀を抜き、闇打に切り候へば、主人上に

なり居り候を、大腰切落し申し候。その時、「我は縫殿助なるぞ。」と申され候に付て、彦右衛門うろたへ駈出で、後に自害仕り候。さて縫殿助は腰切落されながら、與左衛門が首をかき落し、共に相果て申し候。放討仰付けられ候儀追て聞附け、三郎太夫祖父（五）六兵衛一番に駈附け候處に、一家の者槍長刀に出向ひ候。同組衆段々集り、一家残らず打捨て申し候。右の段御耳に達し候に付て、縫殿助忼（六）鹽童十三歳に成り候を召出され、家督相違なく仰付けられ候段、御家老中仰渡され候。鹽童御請けに、「有難く存じ奉り候へども、家督の儀に付て御斷り申上げたく候。某儀は養子にて御座候。後實子（七）倉法師出生仕り候。縫殿助内存にも、倉法師に家督を譲りたく存じ居り申すべくと存じ候。實子の儀に御座候へば、倉法師に家督仰付けられ、某儀は無足にて召使はれ下され候様に願ひ奉り候。」由申上げ候。勝茂公聞召され、「若輩者神妙の申分にて候。さ候は倉法師に六百石、鹽童に百石下さるべき。」由仰渡され候處、鹽童又申上げ候は、「重疊有難く存じ奉り候へども、縫殿助仕落ちも御座なく候處一跡の知行減じ候儀残念に存じ奉り候。只某は無足にて御奉公申上ぐべく。」と申し候に付て、倉法師家督相違なく仰付けられ候。鹽童には内證にて合力仕り候様に。」と仰付けられ候。それ故七十石遣はし置き候由。鹽童は

高麗人にて (八) 林榮久嫡子にて候。次男 (九) 形左衛門儀榮久家督を繼ぎ、忠直公御供仕り候。三男 (一〇) 藤竹源右衛門小城御家來にて候。鹽童段々御用に相立ち、石井

彌七左衛門と申し候。倉法師後に兵庫助と申し役人を勤め申され候。光茂公 (二二) 龍造寺八幡宮御參詣の時分、兵庫助屋敷内の (二二) あづちにて的を射申し、それ矢、御駕籠の前に参り候。この時、浪人仰付けられ候。兵庫子修理歸參、五百石下され候なり。この話に付、弓鐵砲など稽古の時、よくく落し矢吟味仕るべき事に候なり。

(一) 石井縫殿助 名は茂清。初め清五左衛門。石井二男家、壹岐守茂利の二男で、朝鮮陣に戦功を立て、元和元年大阪夏の陣には、勝茂の使者として徳川家康の許に赴いた。本文の放討は、元和七年十一月二十一日の事である。

(二) 放討 はなしうち。封建時代における成敗の一種。主命によつて科人をその場で拔打に討果すこと。

(三) 彦右衛門 縫殿助の家來、伊東彦右衛門。

(四) 鹿江村 今の佐賀郡南川副村大字鹿江。

(五) 石井六兵衛 名は忠種。初名新五郎。石井五男家彦右衛門安忠の養子で、實は安忠の母の弟石井大隅守周信の四男である。朝鮮征伐の時、濱崎(東松浦郡濱崎町)にあつて兵糧運送の任に當つた。明暦二年二月歿。

(六) 鹽童 後の石井彌七左衛門正之。(七四五・註二)

(七) 倉法師 名は孝成。石井兵庫助と稱した。

(八) 林榮久 歸化後林利兵衛貞正と改めた。(四七一・註四)

(九) 林形左衛門 (同上註二)。

(二〇) 藤竹源右衛門 藤竹はトウダケと訓み、遠岳とも書く。源右衛門名は貞展。林榮久の三男で、遠岳秀慶の養子となつた。秀慶は、もと諫早遠岳城主の子で、没落の時叔父の僧侶を頼つて田手東妙寺(神埼郡三田川村)に入り出家してゐたが、鍋島直茂田手村鷹狩の時見出されて還俗し、遠岳の名字を賜はつた。龍造寺政家の長女お安姫(桃源院彰祝壽仙大姉)が毛利豊前守勝永と婚禮の時御附となり、歸國後直茂の隠居所多布施御館の御臺所役を勤め、始終大黒柱の側に詰めてゐたからその頃大黒柱の事を秀慶柱ともいつた。源右衛門、秀慶の養子となり、小城藩祖鍋島元茂に附けられて小城家來となり、有馬陣に戦功があつた。寛文十二年十一月二十三日歿。年七十。

(二一) 龍造寺八幡宮 今の佐賀市白山町郷社八幡神社。(八三九・註一)

(二二) あづち 弓場の的を掛くる爲に設けた盛土。

九三七

山本神右衛門、歩行叶はぬ戦傷の老軀を駕籠で捕手に向ふ

(一) 石井茂右衛門切込の事

茂右衛門は三郎兵衛子にて候。亂心致し乗物を二挺く

さり合はせ、隔を取放し、女房も乗せ、早津江の百姓家に入り、戸口を締め、大小を抜き

罷在り候。女房は中野將監娘にて候。右の段勝茂公御耳に達し、「中野一門へ下され

候間、茂右衛門は打捨て、女房を安穩に取返し候様に」と仰付けられ候。且又他領

境に候間、見物人もこれ有るべく候。警固の爲足輕物頭遣はされ候。之に依つて中

野の一門中色々吟味致し、早津江に罷越され候。其の頃 (三) 山本神右衛門は隠居入道にて、「有馬の手疵滞り候て、歩行叶はず候へども、一門衆同前に罷越すべき」由申され候。一門衆より、「御老體の御越し候儀、入らざる事に候」由差留め申され候へども、殊の外立腹致し、「其方共は何を知つて左様に申し候や。手足こそ叶はざれども、差引は我等仕るべく候。無調法の儀仕り候て、一門に恥をかへせ候ては罷成らず候。」と申し候て、乗物より罷越し、袖まくり一本持たせ、家來の者に申含め参り候。前方よりの仕組にて、家の兩方を一度に打破り申し候。茂右衛門双方に心を移し候處を、取手の者手棒にて打留め、捕伏せ、扱神右衛門家來、申附の如く壁打破るとひとしく女房を袖まくり引懸け、刎ね出し申し候を、其の儘神右衛門、駕籠に乗せ、「我等は此の用事計りに参り候。跡は何れも心遣有るべく候。上より女房を恙なく取返し候様に仰出され候處、少しも疵を附けては罷成らず候故、老人は罷越し候。」と申し候て、罷歸られ候。即座にて茂右衛門打捨て申し候。介錯 (三) 成富次左衛門 (前名五郎兵衛、後藏人) 其の頃は中野數馬小姓分にて候が、房附の縄だすき懸け、家ひきく候故、小膝を折りて首を打落し、片手に提げ、間に刀をかまへ、檢使に見せ申し候由。

(一) 石井茂右衛門

忠吉。三郎兵衛忠相の子で、本文は寛文元年八月十一日の出来事である。早

津江は其の知行所であつた。

(二) 山本神右衛門

重澄(六一・註一)。この時七十二歳。

(三) 成富次左衛門

爲門(三二六・註九)。この時二十一歳であつた。

九三八

山本五郎左衛門、兩肩を切割られ、足の指で止めを刺す

(一) 山本五郎左衛門喧嘩の事(萬治三年なり)

五郎左衛門二十歳計りの頃、七月十七

日母方の伯父(二)大塚勝右衛門(三)同權之助へ見舞の爲、田代の宅へ暮前に参られ候。

途中にて、綱引き候者、行違ひに、手竹の泥を五郎左衛門白帷子の肩に摺附け申し候。

草履取立留まり、「無作法者。」と咎め候へば、この者申し候は、「よけ申したる者に突懸

り申され候に、推参なる事を申す。」と、双方申し論じ候。五郎左衛門立歸り、「苦し

からず候間、草履取構はず参り候様に。」と申し候へども、互に申し募り、綱引男棒を

振上げ、草履取を打伏せ申すべくと仕り候。それ故五郎左衛門走り懸り、相手の髻

をつかみ引倒し候て、「粗相なる儀を仕り候て、一言の斷りをも申さず候。剩へ

棒などを見せ候て不屈者なり。」と申し捨て、小者にも、「構はず参り候へ。」と申し候

て、先に通り申され候。相手の子、宿元の座敷にて、謠をうたひ居り候が、門外のこと

にて聞附け、刀を持ち駈出で、「何事にて候や。」と申し候。親申し候は、「先に参り

候男狼藉仕り候。」と申し候て、草履取と組合ひ居り申し候。右の忤刀を抜き持ち、五郎左衛門跡より附け寄り、拜み打ちに打ち候へば、右の肩より乳の邊り、立割り仕り候。五郎左衛門振返りさまに抜合ひ候處を、又左の肩より二刀斬り、腕二ヶ所都合五ヶ所の手負ひ申し候。それ故、左右の手なえ候へども、暫く切合ひ、相手にも數ヶ所手を負はせ、手しげく切りかかり候故、此の者次第に後に引き申し候が、其の者の門の脇にて打伏せ申し候。五郎左衛門乗懸り、止め差し申すべくと仕り候へども、相手打伏せ候てより張合ひぬけ、腕なえ申し候故、咽に刀をあて、足の指に刀を挟み、咽を蹴切り申し候。それより、いよく氣たゆみ候故、刀を杖につき、草履取を尋ね候へば、堀の内にころび入り、最前の相手と組合ひ、「これに居り申し候。」と申し候故、「其の者のがさぬ。」と詞をかけ、切りかかり候時、切りはなされ候肩の疵、元の様に着き申し候。相手は（四瑞龍庵の馬場へ逃込み申し候を追ひかけ候へば、卵塔の方へ小堀を飛越え申し候處を、なぐり打ちに打ち候へば、切先にて頭より足迄わり附け申し候。此の者は後に生き申し候由いさ候て、五郎左衛門は小者の肩に懸り候時、「此のあたりに雪駄をぬぎ置き候。さがし候へ。」と申し候へば、小者は「只御捨てなされ候へ。」と申し候。五郎左衛門申し候は、「履物を捨て、立退き候と、後日の評判

を案じ候間、是非さがし候様に。」と申付け、見出で候を履き候て、大塚權之助所迄参り候。右の段、五郎左衛門親吉左衛門宿元にて承り、(五)大塚左太夫との喧嘩と心得、長刀を持ち、「大塚一家で切りする。」と申して、駈出で申され候由。追附け祖父(六)神右衛門参り、外科に逢はせ候て、「疵調はり、自身腹切り候様に任り度く候間、偏に療治願ひ申す」の由、申され候。段々疵調はり申し候。見舞の人數多参られ候内、(七)鍋島屋物殿へ神右衛門申され候は、「さてく人の上は量り難き者に候。我等老後隠居の身にて、皺腹を切るべしとは存じ寄らぬ事に候が、不慮の仕合はせ。」と申され候。「それは如何様の儀に候や。」と申され候へば、「世倅吉左衛門病者にて御奉公成り兼ね候を、色々養生致し、家督を譲り候へども、しかともこれなく、五郎左衛門人並に生ひ立ち候へば、月星とも頼み居り申し候處、此の度の行懸りにて、相手は(八)主水殿御家來にて候。五郎左衛門頼て切腹仰付けらるべき事に候。これを見候て、ながらへ居り申す事罷成らず候。九萬軍神彼者より先へ切腹仕り御目にかくべし。」と申され候由。然る處、主水殿(睡雲)より仰上げられ候は、「山本五郎左衛門先祖御用に相立ち、某家にも謂はれ共御座候者に候。相手は家來にて御座候間、此の度五郎左衛門御仕置差免され候様、御斷り申上げ候」段、申乞はれ候。こ

れに依つて、別條なく相濟み申候。

五郎左衛門話に、出宅の時分、二尺八寸の刀を差し候て出で申し候が、計らず短き刀を差したく心附き候て立歸り、二尺三寸の刀を差し候て出で申し候。これにて仕濟まし申し候。兩の肩切離され、腕叶ひ申さず候故、長き刀にては、なか／＼拔合はせも罷成らざる筈に候。二刀遣ひにても、諸手にて漸く一刀をあつかひ申し候。初めに相手を一刀も切り候はゞ、勝負相の理も見え申すべく候が、だしぬきに、たたみかけ切り込み候故、眞黒になり、相手の體少し白く見え候を目當に、只一打ちに、鐔元にて切り申し度き念より外これなく候。切られ候時は、鞭などにて打ち候様にばかり覺え候由。雪駄踏み居り候がすべり候故、踏み抜き申し候。此の後、一家に、雪駄ふませ申さず候由。

(一) 山本五郎左衛門 常治。山本常朝の甥(九・註三)。本文は、二十二歳の時である。

(二) 大塚勝右衛門 名は全正。叔父鍋島内藏丞宗利(山本五郎左衛門の外祖父)の養子である。

島原の亂に、父子一族戦功を立て、寛永十八年二十五歳の時、關大和守直長(鍋島勝茂の子、後神代直長)(八・註二)に附けられて同家の侍大將となり、後直長が神代家を相續したので、之に従うて神代家に仕へた。寛文八年六月三日歿。年五十二。法名義山宗忠。

(三) 大塚權之助 名は俊定。前項勝右衛門全正の兄である。延寶六年十一月二十八日歿。年六十。法名徹心紹道。

(四) 瑞龍庵 佐賀市東田代町にある。臨濟宗。本尊觀世音菩薩。元龜元年の建立で、開山は琳翁琢和尚。『葉隱』筆者田代陣基の菩提寺である。

(五) 大塚左太夫 名は良長。後勝右衛門と稱した。權之助俊定の子である。

(六) 祖父神右衛門 山本五郎左衛門の祖父神右衛門重澄で、山本常朝の父。

(七) 鍋島監物 名は正純。市佑長昭(實は龍造寺隆信の弟、須古鍋島氏の祖、阿波守信周の四男)の子である。先祖は、平教盛十三代の孫石見守則貞の男同榮房入道道周で、則貞は川上星隈(佐賀郡川上村)に住し、榮房龍造寺隆信の家老職となり、長昭の時、平姓を藤原に改め、更に鍋島名字を拜領した。正純父の知行を繼ぎ、入道して道圓と號し、寛文十三年正月十一日歿した。法名天三道圓。

(八) 主水殿 鍋島主水武興。淡路守茂宗の子で、主水茂里の孫に當る(一二八九、註二)。この事件は、山本常朝の生れた翌年で、神右衛門重澄は、時に七十一歳であつた。

九三九 龍雲寺住持傳湖和尚の敵討と高傳寺住持湛然和尚の義氣

(一) 龍雲寺 (二) 傳湖和尚敵討の事 傳湖は多久素生にて候。兄次郎兵衛、弟何某、母一人あり。九月の頃、母談議に參り候に、次郎兵衛子を召連れ申し候。歸り候時分、草履取り申すべくと候て、傍の者の足を次郎兵衛子踏み申し候。それを咎め候末にて、言ひ募り候が、此の者脇差を抜き、次郎兵衛子を突殺し申し候。次郎兵衛母驚き、其の者にすがり附き候を、これも突伏せ申し候。さ候て、此の者は宿元へ罷歸り候。右の者は(三)中島茂庵と申す浪人者の子五郎右衛門と申し候。弟は山伏中

藏坊と申し候。茂庵事（四）美作殿話相手にて、五郎右衛門へ知行とらせ置かれ候。右の様子次郎兵衛宿元へ相聞え、次郎兵衛弟五郎右衛門所へ仕懸け候へども、内より戸を締め出合ひ申さざるに付て見舞ひ候様に作り聲いたし候故、戸を明け候所を名乗りかけ、切結び候が、掃溜に二人ながら落入り申し候て、五郎右衛門を突殺し申し候。然る處に、中藏坊駈附け、次郎兵衛弟を切伏せ申し候。右の次筑傳湖承り附け、早速次郎兵衛所へ参り、「相手は一人此方は三人切殺され、無念千萬に候間、中藏坊を討ち候様に。」と次郎兵衛に勧め候へども、請合ひ申されず候。傳湖口惜しく存じ、出家ながら母弟甥の敵を討つべくと存じ立たれ候。それに付、平僧の分にては美作殿より手ごめに合ひ申す儀もこれあるべくと存じ、頓て出世致し、龍雲寺住持になり申され候。さ候て、（五）伊豫掾に大小を打たせ、手習弟子に呉れ候と申し候て、拵迄出来させ、翌年九月廿三日に出で立たれ候。折節客來これあるに付て馳走など申付け、方丈より潜かに忍び出で、俗の身拵にて出で立ち、多久へ参り、山伏中藏坊を尋ねられ候へば、月待に参り居り、大勢集り居り、中々手に及ばざる様子にて候。さりながら、重ねてと取延ばし候事は相成らず候間、親茂庵を討つて本望を遂ぐべしと存じ、茂庵宅へ仕懸け、寢間に駈込み名乗りかけ、起き上り候處をひた突きに突き候て、突殺し申

され候。近所の者駈附け取巻き候に付、様子を申し聞かせ、大小を投捨て罷在られ候。此の事追々佐嘉へ相聞え、檀那共數十人駈参り同道にて罷歸り候。美作殿以ての外立腹候へども、御立寺住持にて候へば、手に及ばせられず、鍋島舍人(普周)を以て高傳寺湛然和尚へ申入れられ候は、「ひとを殺し候出家に候へば、死罪に仰付けらるべき」由申し遣はされ候。湛然返答、「一派の仕置は高傳寺心の儘にて候。御構ひあるまじき」由に候。美作殿いよく立腹にて、「如何様の御仕置なされ候や。」と尋ねられ候。湛然承り、「御聞き候て無益に候へども、強て御尋ね候間申し遣はし候。破戒の出家は脱衣追放仕る作法にて候」由。さ候て、高傳寺にて傳湖脱衣候て、追放の時分、弟子共大小差し、檀那共數十人守護致し(七)轟木迄送り申し候。道筋に獵師の様なる者數人相見え、「多久より参り候や。」と申し候由。その後筑前に住居、諸人取持ち、土などよりも懇意にて候。右の趣聞き傳へ、所々にて取持これあり候由。

(一) 龍雲寺 佐賀市外八戸龍雲寺。(七三六・註一一)

(二) 傳湖和尚 龍雲寺住持。明暦二年から寛文二年まで足掛七年間第十三世住持として在職したが、此の事の爲同寺世代には缺位となつてをり、記録には傳古とある。

(三) 中島茂庵 通稱權右衛門。中島兵庫助信直の孫である。

(四) 美作殿 多久美作茂辰。美作は寛文六年歿し、湛然和尚が高傳寺住持となつたのは寛文初年であるから、本文の敵討は寛文二年の事であらう。

(五) 伊豫掾 肥前の刀工で、名は宗次。初め宗安といひ、又三右衛門と稱した。先祖堺又次郎直正、北條貞時の時肥前に來住し、長瀬天満宮(佐賀郡高木瀬村)の宮柱となり、代々鍛冶職を勤め、寛文九年九月九日鍋島勝茂から伊豫掾を受領した。初め諫早家の抱鍛冶であつた。初代肥前忠吉は、最初宗次に師事したと傳へられる。本文は受領前の事である。

(六) 御立寺 藩主の歸依寺。

(七) 轟木 今の三養基郡鳥栖町大字轟木で、當時肥前東部の要路であつた。

九四〇 重罪の堀江三右衛門、毛焼爪剝筋切錐揉背割にも色を變へず

江戸御藏番侍 (一) 堀江三右衛門事 三右衛門儀御藏の金銀盗み取り、缺落致し、捕

へられ、白狀の上、重罪にて候間責殺し候様に。」と仰付けられ、(二) 中野大學檢使

に罷越し候。先づ身内の毛を燒き、爪をはなし、筋を切り、雖もみなど、様々責め候へ

ども、少しも動き申さず、色も變じ申さず、仕舞に脊を立割りいたし、醬油を沸し懸け

候時、身をそらし候て相果て候由。

(一) 堀江三右衛門 清左衛門信之の子。祖父筑前守信鷹は弘治三年金敷峠の戦に奮戦、父子四人

討死した。本文は寛永十年頃の事で、此の時から堀江姓を改めた。

(二) 中野大學 正利。(九三四・註四)

九四一 福地六郎右衛門の義氣、城内殺害人の多久長門家來を助く

(一) 福地六郎右衛門殺害人留め候事 六郎右衛門御城より退出の時分、多久殿屋敷

前にて、歴々と相見え候。女中乗物通り候に、何者か禮を致し罷在り候。長刀持、通りさまに、「頭が高い。」と申して、薙刀柄にて頭を打ち申し候。此の者頭を拭ひ候へば、血附き申し候。其のまゝ立上り、「禮を致して罷在り候に法外の仕方、残念の仕合はせ。」と詞をかけ、長刀持を一刀に切り伏せ申し候。乗物は何方へか通り過ぎ候。六郎右衛門参り懸り、槍の鞘を廻して立ち向ひ、「刀を鞘に納め候へ。御城内の儀に候へば、拔身を持たせ通すまじ。」と申し候。此の者承り、「唯今、遅れざる行懸り、定めて御覽これあるべく候。刀を納め申し度く候へども、今の御一言にては納め難く、迷惑ながら御相手に罷成るべし。」と申し候に付て、六郎右衛門忽ち槍を捨て、「御尤もに候。福地六郎右衛門にて候。天晴れ見事の御仕舞、拙者證據に立ち、一命を捨て御後ろ見仕るべく候。刀を納め候へ。」と禮儀正しく申し候に付て、「心得申し候。」と申して、刀を納め申し候。さて、「何方の衆にて候や。」と尋ね候へば、(三)多久長門家來と申し候。即ち六郎右衛門同道致し、右の次第申し達し候。右女中歴々の御内方と相知れ、長門殿より家來切腹申付くべき由申上げられ候。その時六郎右衛門罷出で、「侍の申しかはしたる儀に候間、右の人切腹仰付けられ候はゞ、六郎右衛門は先に切腹仕るべし。」と申し候に付て、別條なく相濟み候由。

六郎右衛門は本身にて候へども、宿許にては不斷座を打ち申され候由。家來は兼々不似合の事と、つぶやき申し候を、六郎右衛門承り、或時使者出合に罷出で候が、門前にて馬に乗り、家來共に、「肩衣に座は附き居り申さず候や。よく見候へ。」と申し候由。又六郎右衛門は「主水殿組にて候。寄親の役人を仕り居り候組親にて、主水殿所へ参り居り、臺所にて座を打ち居り申し候由。時代の風儀、寄親組子他事なく候由。」

(一) 福地六郎右衛門 名は家定。長門守信重の次男で、三左衛門宗俊の弟である。鐵砲物頭・御使番等を勤め、兄弟一門有馬陣に戦功があつた。吉左衛門貞長(四四九・註一)の父である。正保二年六月廿七日歿。法名勳覺道功。墓は佐賀郡本庄村大字本庄大井樋瑞應寺にある。

(二) 多久長門 多久長門安順。

(三) 主水殿 鍋島主水武興。

九四二 鍋島安藝曰く「鍋島の先手は愛宕權現をも眞二つに切割れ」

(一) 鍋島安藝殿より (二) 志摩殿へ意見の事 志摩殿より使を以て安藝殿へ御申し候は、(三) 京都愛宕へ参詣仕り度きの由に候。安藝殿承り、「それは何のために候や。」と御申し候。使申し候は、「弓矢の神と候へば、御武運のため思召立たる」の由申し候。安藝殿立腹にて、「しかと無用に候。鍋島の先手が、愛宕など頼みてな

るべきや。向ふに愛宕權現立ち向はれ候はゞ、眞中二つに切割りて、先手を勤むべくと存じ候へ。」と返答の山。

(一) 鍋島安藝殿 鍋島安藝守茂賢。(二〇二・註一)

(二) 志摩殿 茂賢の子、志摩守茂里。志摩守茂春(入道壽峯)の父で、慶安の頃六千石を拜領してゐた。

(三) 京都愛宕 愛宕權現。京都嵯峨愛宕山にある。後、別に堂を建て、地藏菩薩を安置して勝軍地藏と稱し、古來武運の神として武家の尊崇が厚かつた。

九四三 深江助右衛門、鍋島の家に懸ると一命に替へて駆込者を圍ふ

(一) 深江助右衛門駆込者圍ひ候事 助右衛門は(二)柳原御前様へ御附けなされ候。

或時、土井大炊頭殿御家老の中間、朋輩を刃傷致し、助右衛門長屋へ駆込み、相頼み候。

助右衛門請合ひ、圍ひ置き候。此の事相知れ、家老共より使を立て候へども、差出さず

候。大炊頭殿より御使参り候。助右衛門申し候は、「主人(三)丹後守兼ての申付に、

奥様へ相附き候者の儀、何事によらず、表の御下知に隨ひ、御家中同様に仕るべき由

申付け候。萬事其の通り相守り候。然しながら、此度の駆込者の儀は、鍋島の家懸

り申す事に候。助右衛門を人と存じ、相頼み候を、我が身難儀に及び候とて差出し

候ては、侍の一分立ち申さず候。某一命に替へ申す覺悟にて候。大炊頭様御意

と候ても、此の儀はしかと承引仕らず候。由、申し切り候。それに付、御前様へ仰入れられ、「曾て死罪などに仰付けらるゝ事にてこれなく候間、差出し候様に。」と重ねて御断りに付、後々の儀まで篤と承り届け、別條無きに相極り候故、差出し候由なり。

(一) 深江助右衛門 眞章。(九四四・註一)

(二) 柳原御前様 土井大炊頭利重室綠樹院、鍋島光茂長女お仙様。(同註二參照)

(三) 丹後守 鍋島光茂。

九四四 深江助右衛門、御家の爲年寄役相良求馬の惡所狂ひを極諫す

(一) 深江助右衛門相良求馬へ意見の事 助右衛門御目付役仕り、御供立罷登り候時分、求馬年寄役にて惡所狂ひ仕られ候。數人意見仕られ候へども聞入れ申さず。或時助右衛門参り、求馬へ申し候は、「御自分惡所狂ひの儀、速に見届け罷在り候。即ち言上仕るべく候處、當時御手前一人にて御用相濟み申す事に候。言上仕り候はゞ御仕置なさるべく候。その時は御國家の御用相濟まざる儀と存じ、御國家に對し言上差控へ罷在り候。然れどもいつ迄も思召し留まられず候はゞ、是非なく言上仕るべく候。言上仕るからは年寄役とはいはせ申さず、忽ち御仕置にあはせ申し候。何と御國家の御爲、思召し留まらるまじくや。」と申し候に付、求馬涙を流し、過分至極と請

合ひ、相止め候由なり。

助右衛門儀、(二) 綠樹院様御死去の時、御意をも相待たず江戸にて出家仕り、高野へ御骨納め罷下り、高傳寺御法事過ぎに(三) 草場の百姓の家を(四) 口無しにしつらひ、(五) ごき穴より食を通はせ、御七年忌迄籠居候て、直ちに(六) 北山に庵を建て、引入り申し候。

(二) 深江助右衛門

名は眞章。鍋島舍人助茂利の三男で、鍋島内記種世(普周)、深江信溪等の弟

である。寛文九年綠樹院御附頭として江戸柳原御屋敷詰となり、寛文十二年綠樹院逝去の時剃髮して入道長青と改め、遺骨を高野に納め、草場村に無隠の小屋を建て、七年忌迄籠居し、後神埼郡廣瀧山(背振村)中ノ原に桂樹庵を再興して隱棲し、寶永元年七月歿した。年七十九。法名長青道種。墓は同郡仁比山村城原種福寺にある。

(二) 綠樹院様

鍋島光茂長女、土井利重室。(五七二・註一)

(三) 草場

今の佐賀市神野町草場。

(四) 口無し

窓の無い家。

(五) ごき穴

ごき(御器)は、食物を盛る器で、乞食の持つ椀などにもいふ。ごき穴とは、それを入れる穴のこと。

(六) 北山

神埼佐賀小城各郡の北部を總稱して北山といふ。こゝは、神埼郡背振村廣瀧字中原に桂樹庵を建てたことをいふ。桂樹庵は仁比山村城原種福寺(曹洞宗)の末寺で、昭和十年六月三養基郡中原村大字原古賀に移轉した。

九四五

中島十右衛門の母、寢首を搔かれた夫の敵を討つ

(二) 中島十右衛門母敵討の事 十右衛門親何某、寢入り居り候を、何者とも知れず

忍び入り、打果し逃げ出し候。女房起合はせ、「何者にて候や。やらぬぞ。」と詞をか

け、臺所にて迫附き、後よりむづといただき、少しも動かし申さず、俵久太郎を呼び候へど

も、寺に夜手習に参り居合はせ申さず候に付、家來共呼寄せ、打留め候由なり。

十右衛門は二度浪人、後に博突宿致し、切腹なり。

(二) 中島十右衛門 鍋島六左衛門組手明槍で、明暦頃の人である。

九四六 荻原の隣喧嘩、黒川小右衛門の女房討返しに押入る

鍋島十太夫家來、黒川小右衛門女房討返し之事 小右衛門女房は山城殿家來蒲原喜兵

衛娘にて候。小右衛門身上三石にて、うひくしき體にて、(二) 荻原に居り申し候。

隣に徳永三左衛門と申す者居り申し候。三左衛門、十太夫家老分にて、有徳の者なり。八

月十五日喜兵衛宅 (二) 大町にて祭禮故、小右衛門女房供日参り存立ち候處に、喜兵衛よ

り蚊帳を借り置き候を三左衛門へ質に遣はし置き申し候。供日参りに客人も候間持

越し申し度く存じ、三左衛門所へ参り、「二三日借り申し度し。」と申し候。三左衛門合點

仕らず、剩へ悪口など仕り、「數多の借銀少しも相拂はず、其の上質物を返し候様

にと申す儀、理不盡の儀に候。以來此方出入仕るまじく候。若し参り候はゞ打捨て

候様に手形仕り候へ。」と申し候。小右衛門もはや遅れぬ所と覺悟し、則ち手形判形いたし罷歸り候。右の通り(三)相部屋申し候に付て、供日参りも仕らず、八月二十七日迄に、諸事を潜かに取仕舞ひ、廿八日に田の初穂の餅をつき、夜に入り、子供二人の枕元に並べ置き、女房にも知らせず、三左衛門所へ行き窓より右の意趣を申達し、「打果し申すべく候間、出合ひ候様に。」と呼はり候へども、内より戸を締め、答へ申さず候。三左衛門は(四)窓小屋に居り申し候。弟與左衛門と申す者へ娘お七を遣はし、右の段申し知らせ候に付て、與左衛門表に廻り、後より小右衛門を切附け候へば、頭を打つべがり申し候。小右衛門振り返り、暫し切合ひ候處、與左衛門葉に足をまとはれ、倒れ申し候。小右衛門も同じく倒れ申し候が、寝ながら拂ひ候へば、與左衛門腹を切破り申し候。兩人共に起上り、又々切合ひ申し、與左衛門次第に弓色に成り、外に出で申し候て、暫く切りむすび、小右衛門遂に切殺され申し候。近所の新介と申す者駈附け、與左衛門を肩に懸け歸り申し候。小右衛門女房聞附け、鎌を持ち駈出で、小右衛門死骸を見、鎌をたき、無念なりと齒嚙致し、小右衛門脇差を取り、三左衛門所の窓に立ちかゝり、聲をかけ候へども、出合ひ申さず、内より長刀にて切拂ひ申し候。小右衛門女房長刀に取附き、引合ひ申し候處に、窓崩れ申し候。則ち内に駈入り、三左衛

門に數多手負はせ申し候。其の時下人共出合ひ、女房を切殺し申し候。與左衛門は朔日に相果て、三左衛門は同日に切腹仕り候。いづれも（五）光明寺に納め申し候由なり。義柱師話なり。

（一）芦原 杵島郡橋下村蘆原。

（二）大町 今の杵島郡大町。

（三）相部り 覺悟を決めてかゝつたこと。

（四）窓小屋 窓の傍にある小屋。

（五）光明寺 橋下村にある曹洞宗寺院。

九四七 道白、切られて前に下つた自分の首を兩手で押上げ療治す

（一）鍋島左太夫家來道白手疵の事

道白は（二）黒土原に居り申し候。伴は五郎兵衛

と申し候。或時、五郎兵衛稻を荷ひ通り候處、向ふより（三）神代左京殿浪人岩村久内

と申す者參り懸り申し候。前方に遺恨これありて、久内へ稻を突きかけ口論仕かけ、久

内を打擲致し堀に突込み候て、五郎兵衛は罷歸り候。久内詞を残し宿に歸り、兄源右

衛門へ申聞け、兄弟連に五郎兵衛所に討返しに參り候處、戸をほそめに開け、五郎兵衛

拔身を持ち、待ち居り候を存ぜず候て、源右衛門入り候を横に拂ひ申し候に付て、

深手にて刀を杖に突き外に立ち居り申し候。その時久内駈入り、道白が髯勝右衛門と申

す者、圍爐裏端に居り申し候を切り候へば、（四）自在に當り、勝右衛門が顔半分切り割り

申し候。道白女夫にて、久内が刀をもぎ取り申し候。その時久内申し候は、「最早本望遂げ申し候。兄を召連れ歸り申すべく候間、刀を御渡し候様に。」と、色々斷り申し候に付相渡し候へば、刀を取り、道白が脊一ヶ所、首半分切り候。それより五郎兵衛と切合ひ、外に出で、暫く勝負これなく候處、五郎兵衛腕を切落し申し候。それにて久内も數ヶ所手負ひ、兄源右衛門を肩にかけ歸り候處、道にて源右衛門は相果て候。五郎兵衛血留など仕り候處、水をたべ申し候に付て、相果て申し候。數ヶ所の手疵にて候。道白が女房も指を切られ申し候。道白手疵は首の骨切落し、咽ばかり残り候て、首は前にさがり申し候。道白、自身の手にて首を押上げ、外科に參り候て、先づ臍に（五）くすねを附け、それに芋をかけ、上に繩を附け梁に鈎り、疵を縫ひ、總身を米にて埋め、動き申さざる様に致し、療治仕り候。後には骨つき、別條なく癒え申し候。道白事終に氣分を取失ひ申さず、始終平生に替り申したる儀これなく、人蔘も吞み申さず候。三日目に血走り申し候節、（六）獨參湯少し用ひ申し候迄の由。右岩村は、親久兵衛と（七）大黒舞を仕り、拍子方舞方の拍子の論にて、久兵衛頭を切り申し候。それにて浪人の由なり。（右喧嘩の一通り、その節參り合はせ候者の話、直に承り、書き入れ申し候なり。）

(一) 鍋島左太夫 種之。一溪と號した。(八六九・註一)

(二) 黒土原 ころつちばる。佐賀郡金立村大字金立字黒土原。山本常朝が草庵を結んだ所である。道白父子 岩村久内兄弟等傳不詳。岩村久内は、關家から附隨して來た家來である。

(三) 神代左京殿 川久保邑主神代左京直長(八・註二)。左京は元祿六年の逝去であるから、この實話はそれ以前の事であらう。

(四) 自在 自在鍵。

(五) くすね 藥煉。松脂と油とで煉り合はせた塗料。

(六) 獨參湯 當時の強壯劑。

(七) 大黒舞 徳川時代初期に流行した一種の門附舞曲で、大黒の姿で面を被り、頭巾を着け、唄を謡ひながら、正月家々を舞うて廻つたもの。本文によると、武士の間にも行はれたと見える。

九四八 成富藏人、御城式臺に推參した亂心者の浪人を取押ふ

(一) 成富藏人御城にて亂心者捕へ候事 (二) 西牟田三之允御式臺番仕り罷在り候

處、麻上下着いたし、書き物を懷に入れ候者、御式臺より上り候に付て、三之允と

がめ候へば、(三) 音成七郎兵衛と申す者にて候。殿様に御用御座候て罷出で候し由、

申し候。亂心者と相見え候故、御臺所に連れ行き候へば、諸人取寄せ見申し候。藏

人承り付き、人を押しのけ飛びかかり、取つて伏せ、繩を懸け申し候由。右の者は浪

人者にて候が、亂心仕り候由。

(一) 成富藏人 爲問。(三二六・註九)

- (二) 西牟田三之允 家澄。(九四九・註二)
(三) 晋成七郎兵衛 代々小城の侍で、正右衛門の子。

九四九 石井權之助、主人に惡名を着せられて激怒し相手を僻易さす

(一) 石井權之助 (二) 西牟田三之允口論の事 權之助は (三) 神代殿御家來にて候。有馬にて右の手を討落され候。手切れ權之助と申して口を利きたる曲者にて候。或時、(四) 綾部市郎左衛門所にて數人參會話の節、三之允申し候は、有馬にて(五) 伯耆殿不出來の由申し候。權之助承り、起上り、「唯今の話承り届け候。何を證據に有馬話仕り候や。伯耆供をして有馬にて斯くの如く片手を打落され、手切れ權之助と言はれ、各様方の前にて口をき中す者が、主人に惡名を言附けられ、其方立て置いては一分立たざる所なり。さりながら、手なければ業はならず。この腹を突いて腹を切れ。主人の爲に捨つる命、本望なり。斯様に言はれて此の座を立つては、其方も一分は立つまじ。こゝに寄り候へ。」と、押肌ぬぎ仕かけ申し候。一座の衆、様々宥め申され候へども、勘忍仕らず候故、三之允より(六) 落簀を出し、相濟み候由。

(二) 石井權之助 神代伯耆守常親の家臣で、鐵砲物頭を勤めてゐた。島原亂に出陣、原城攻略の時負傷した。

(二) 西牟田三之允 名は家澄。蓮池藩祖鍋島直澄の家臣。先祖は筑後國西牟田から肥前に移り、

三根郡船石(上峰村) 高柳(中原村) を知行した。家澄は、延寶三年八月六日故あつて知行所船石村で切腹した。(九五〇參照)

(三) 神代殿 佐賀本藩御親類四家の一で佐賀郡川久保邑主。

(四) 綾部市郎左衛門 名は幸之。三左衛門幸久の子である。天和三年七月歿。法名泰譽良安。

(五) 伯耆殿 神代伯耆守常親(初め常氏)。寛永十四年十一月、島原亂に嫡子常利及び家臣千三百餘人を率ゐて出陣した。慶安四年八月十九日歿。年五十三。法名賢靈院傑傳淨英。

(六) 落管 おちはず、こゝでは訛證文の意。

九五〇 西牟田三之允、大阪詰の違却を一人の科に引受け自害す

(一) 西牟田三之允自害の事 三之允大阪納戸役相勤め罷下り候節、勘定方違却これ有り候に付て、御究に罷成り候。評定所へ罷出で一通り申しひらき罷歸り、大分の人の損じ申す儀これ有り、其の身も何れ廻れ申さざる義に付て、一人の科に引受け、自害仕り候由、沙汰仕り候なり。三之允は玄智の兄なり。兼々粗忽者なり。大野市郎兵衛と兩人、不寝番仕り罷在り候が、相撲を取り申し候。三之允負け申し候に付て、大野が額を喰ひこがし申し候。血流れ候に付て、三之允に、「拭ひ候へ。」と申し候。三之允揮の端を出し、「拭ふものなくは是にて拭ひ候へ。」と申し候由。

(二) 西牟田三之允 家澄。自害は延寶三年八月六日の事である。(九四九・註二)

(二) 中島二右衛門、(三) 大木兵部を討果し申すべくと仕り候事 先年長崎へ(三) エ
ケレス船來着の時分、(四) 神代左京殿相越され候に、大木兵部相談人に相添へられ候。
船中にて兵部話に、「有馬にて伯耆不出來に候。」と申され候。二右衛門物陰より承
り、左京殿を呼寄せ、「唯今兵部話を承り候。立て置き申す者にて御座なく候。兵
部を海に切込み、某は亂心者に罷成り切腹仕るべく候間、左様に御心得なされ候
へ。」と申し候。左京殿御聞き、「尤もの儀、其方志感じ入り候。さりながら、今度
長崎へ罷越し候儀は、御家に懸りたる大事の場にて候。殿様に對し、我等に對し、勘
忍仕り候様に。」と、色々斷り御申し候故、勘忍仕り候なり。右二右衛門實子こ
れなく候故、弟源左衛門を養子仕り候。源左衛門事一切器用の者にて候。藝能
細工致さざる事はこれなく候。學問など能く仕り、(五) 默傳寂湛と申す出家二人呼
寄せ、佛法を承り、後には劍術に佛道を取交へ、女中に劍術など致させ、その外事々
しき儀ども候て、浪人仕り候とも申し候。又荒く御意見仕り候て、浪人仕
り候とも申し候。兄二右衛門無藝無能に候へども、一生涯老役を尖に勤め申し候由。
源左衛門後に入道して一水と申し候。(六) 高城寺(七) 齡西堂の親父なり。

(二) 中島二右衛門 名は弘連。神代家の加判家老である。祖中島美濃守肥前國蠣久に住し、附近

を領して威勢があつたが、その子上總介秋連、永祿四年九月十三日龍造寺隆信と神代勝利との河上合戦に、勝利の招きにより一族郎黨八十餘人を率ゐて之に従ひ、奮戦して討死した。子三郎兵衛、神代勝利の女を聚り、代々神代家の重職に任じた。二右衛門弘連はその曾孫で、家老を勤め、元祿十一年九月九日歿した。法名連山獨雲。墓は佐賀郡久保泉村大字川久保妙福寺にある。

(二) 大木兵部 名は知昌。勝右衛門と稱した。彌右衛門知照の子で、兵部丞統清の孫に當る。初權之允勘解由。父早世のため祖父統清の家督を繼ぎ、御山方大目付役請役附御年寄等を勤め、元祿三年三月十日歿した。年七十二。法名關山一透。墓は神埼郡東背振村横田西往寺にある。藩主光茂の信任厚く、屢忠諫を試みた。寛文元年の追腹法度は、知昌が鍋島内記種世(普周)と共に進言したためであると、『大木氏傳記』に記されてゐる。

(三) エケレス船來着 延寶元年六月廿五日、英吉利船長崎に來航して通商を乞うた時の事である。(六二六參照)

(四) 神代左京 直長。(八・註二)

(五) 默傳 寂湛 不詳。山本常朝元祿十六年の歌に、智岩寂湛兩禪師故郷へ歸られける時、「思ひやれ草の枕の寢覺にもなれしみ山の秋のあらしを」といふがある。

(六) 高城寺 高城寺は佐賀郡春日村にある臨濟宗の古刹で、文永七年國分次郎忠俊の建立である。

(七) 齡西堂 高城寺七十四代の住持で、寶永六年入寺、天如師齡と稱した。西堂とは禪家における僧侶階級の名稱である。

九五二 快男子志田吉之助、光茂公代初に家老多久美作に逆意見す

(一) 志田吉之助の事 吉之助は (二) 政家様の御小姓にて候。勝茂公の御代になり

候節、(三)石田慶春(一)説に吉之助弟と云ふを養子致し家督を譲り、隠居樂人と罷成り候。(四)多久美作殿懇意にて、心安く出入り仕り候。吉之助事、拔群の器量者にて候故、美作殿潜かに萬事を相談致され候。後には大知を下され、御用に立ち候様に致すべくと、美作殿存じ入れられ候。その事を吉之助見取り候に付て、馬鹿を拵へ、慾深き者に仕成し、眼藥を賣り、質を取りて舞をまひ、人喰犬の傍は裾をからげ、「足の疵は癒る事あり、着物の疵は癒らず。」などと申し候。然れども、美作殿は彼者作り馬鹿に成り候事を察せられ、いよく奉公させ申すべき心入れにて候。吉之助又見取り候に付て、その後は大臆病者に仕成し申し候。鳥居の下を走りて通り、御堀端は堀の下を通り、後には御堀の端を通り候て、「殺害人参り候時、御堀に飛入つて命を助かる。」と申し、「打首よりは礫が増しなり、少しなりとも遅く死ぬるがよき。」と云ひ、「生きても死にても残らぬ時は、生きたが増し。」などと申拵へ候て、終に奉公仕らず候。或時、筑後へ眼藥賣りに参り候節、(五)山立に逢ひ、三人切伏せ二人に手負はせ、追ひ放し申し候。この事深く隠し居り候へども、段々顯はれ、「天晴の手柄なり、曲者にて候。」と諸人申し候へば、吉之助取合ひには、「曾て曲者にてなし、臆病故なり。仔細は油斷したらば切殺されさうにこれある故、命が惜しさにかせぎて相手を早く切りたり。」と

申し候。斯様の事度々なり。金銀を集め、堀に隠し、柱の節穴に込め、梁に釣りなど致し、老後に（さ）龍泰寺の山門を建て、政家公御靈屋の脇に庵を結び、相果て申し候。一生を愈深とすくたれに隠し申し候。光茂公御代初に、美作殿吉之助に相談候は、「代初の仕置が大事のものなり。それに付、勝茂公御置の趣を以て御書附を致し置き候。其方了簡通り承るべき」由にて、二三箇條讀まれ候時、吉之助、「退屈致し候間罷歸るべし。」と申し候。美作殿立腹にて、仔細を尋ねられ候へば、吉之助申し候は、「御手前は人並の家老かと存じ候處、何の役にも立たざる家老にて候。その謂はれば、家老と云ふものは、主人に家中の者の思附き候様にするものにて候。只今の書附を家中に見せられ候は、勝茂公の御事を有難く存じ、其方の事を褒め申す計りにて候。勝茂公御死去間もなく、家中馴染の士未だ涙も乾き申さざる處、斯様の御遺言とならば、いよいよ慕ひ奉り、當殿様事は素より馴染はなし、江戸育ちの主人如何と存じ候時分なれば、一人も思附く者あるまじく候。忠節の家老の仕方ならば、その書附の通りを悉く當殿様の思召寄にして、我が存じ立ちなどゆめ／＼人に知らせず、書き物を差出し候時、さては勝茂公にも増りの主人にて候と、代初に思ひ附く様に仕るものにて候。」と申し候に付て、美作殿、「尤も至極、それ故其方には見せ候。」とて即ち書き物を破り

捨てられ候由。

(一) 志田吉之助 良正。(四九・註二)

(二) 政家様 龍造寺政家。(二八三・註二)

(三) 石田慶春 名は良則。初め九郎兵衛。志田吉之助の姉婿石田九郎兵衛某の子である。寛文六年六月歿。法名休閑淨罷。

(四) 多久美作殿 茂辰。(四八・註三)

(五) 山立 やまたち、山中に潜伏して追剽などを行ふ者。山賊に同じ。

(六) 龍泰寺 佐賀市赤松町龍泰寺小路にある曹洞宗の名刹。(二七一・註二)

九五三 生島作庵、殿御本復なくば即座に腹切る覺悟で御藥進上

(一) 生島作庵御匙の事 光茂公上の關にて御瘡瘡なされ候時、作庵御藥差上げ候。

別けて大切の御瘡瘡にて候故、御供上下氣を詰め罷在り候。然る處俄に御瘡黒く相成

り候。御看病人力を落し、作庵に潜かに申達し候處、即ち罷出で伺ひ奉り、「さて

く日出度き事にて候。御瘡直り申し候。最早御別條なく、追附御快全にて候。作庵

請合ひ申し候。上下御祝ひなされ候様に。」と申し候。御側の衆承り候て、「さ

ては作庵氣亂れ申したりと相見え、いよく頼りなき事かな。」と存じ居り申し候。作

庵は屏風を立廻し、暫くして御藥一帖差上げ候處、忽ち御瘡直り、御本復遊ばされ候。

後に作庵申され候は、「御大人の御療治を一人にて請取り申し候へば、若し御本復遊ば

されず候節は即座に腹かき破り、御供仕るべしと覺悟を極め、一貼の御藥を調合仕り差上げ候。」と潜かに話し申され候由なり。

(二) 生島作庵 鍋島勝茂の時召抱へられた藩醫。歿年不詳。法名直譽微心。

九五四 中野内匠の遺言、「奉公人の覺悟は御意次第 精次第 死次第」

(一) 中野内匠遺言の事 内匠末期に、一門どもを集め、「奉公人の覺悟、三次第と相心得べく候。御意次第 精次第 死次第にて候。」と申置き候由。中野氏話。

(二) 中野内匠 名は茂利。實は水町丹後守茂成の次男で、中野神右衛門清明長女の婿養子となり、中野氏を名乗つた。島原亂には子兵右衛門と共に出陣、戦功を立てた。後、中野一門の太物頭となり、五百石を戴き、大木兵部統清と並稱さるゝ老功の寄親であつた。慶安三年四月十三日歿。年七十三。法名正覺院淨光日圓。墓は小城郡三日月村勝妙寺にある(八九八、一二七六參照)。實家水町氏は、先祖左兵衛尉時賢が、文治三年源頼朝の下文を賜はり、筑後國水町村の地頭職となつて水町氏と稱し、その孫左近太郎時成、承久三年肥前國寺井村の地頭職となり、爾來肥前の住人となり、十代の孫左近將監尙成、明應年中龍造寺家和に仕へ、その子左近大夫兼成、天文九年水ヶ江城代となり、後、鍋島氏に仕へた。丹後守茂成は兼成の第三子で、文祿二年四月五日朝鮮陣中に於て病死した。中野内匠助茂利は茂成の第二子である。

九五五 北島作兵衛、緋縮緬の下着を着て出仕し切腹仰付けらる

(一) 北島作兵衛御仕置の事 作兵衛儀御側に相勤め候。或時、光茂公召させられ候處、緋縮緬の下着仕り罷出で候。御穿鑿なされ候處、(二) 神代辨之助殿へ戀慕仕り

前晩辨之助殿方へ一宿致し、辨之助殿下着仕り罷歸り、其の儘にて罷出で候由。此の事顯然に付て、切腹仰付けられ候。其の節大石小助に、「刃引刀にて切り候様に。」と仰付けられ、畏まり奉り候。由御請け申上げ、直ちに寺へ罷越し、常の刀にて介錯仕り候。此の時北島名字相潰され、田原と改め申し候由。

(二) 北島作兵衛 傳不詳。明暦頃の人であらう。小島作兵衛 北島佐兵衛など、寫本に異同がある。孝白本に據つておく。

(三) 神代辨之助 名は常宣。神代采女正常利の嫡子で、正保二年常利逝去に付七歳で家督を嗣ぎ、川久保邑主となつた。母は鍋島勝茂の女である。明暦元年正月十五日江戸で歿した。年十七。法名實相院覺智宗本。

九五六 小々姓目付田崎外記、讒訴に遭うて中開きもせず切腹す

(一) 田崎外記御仕置の事 外記事小々姓目付仰付けられ候。誰か御小姓衆に戯れ申し候を見申し候て、「其方左様に仕り候はゞ、言上仕るべし。」と申し候。此の者、扱は遁れざる所なりと心得、勝茂公御前に罷出で、「外記事御小姓衆に戯れ申し候。」儀を申上げ候。則ち「外記引入り候様に。」と仰出され、(二) 中野數馬に仰渡の書附を御書かせなされ、數馬引取り候處に、外記事右の様子承り、御前罷出づべしと、御次迄参り候に行逢ひ申し候。數馬取敢へず申し候は、「御手前は仰渡も唯今相濟み申し

候。則ち小屋に御歸有るべく候。よき所にて参り合ひ候。」と、打笑ひ申し候に付、外記は小屋に罷歸り候。追附仰渡これ有り、切腹仰付けられ候。妻子ともに御殺し成され候由、數馬機織にて、外記が氣を奪ひ申し候と、其の頃取沙汰の由。

(二) 田崎外記 切腹は寛永末年頃の事である。(八三五・註一)

(三) 中野數馬 政利。(三二一・註一)

九五七 武士の仕事は少しの事も大事、御茶道切腹に兄石尾の未練

石尾何某御仕置の事 (二) 石尾又兵衛 弟御茶道にて、坂部又右衛門小々姓の時分戀慕

いたし、打果し申すべしなどと申す儀然致し、切腹仰付けられ候。其の時何某暇乞仕り候が、頻りに落涙仕り候。石尾、切腹の場に涙を見せ候儀弱氣の仕方、腰ぬけなりと取沙汰仕り候。武士の仕事は、少しの事も大事にて候なり。

(二) 石尾又兵衛 孝房。石川右馬丞の子で、姓を石尾に改め、勝茂逝去の時追腹した。法名蘆了松花。其の弟某不詳。本文曖昧であるが、落涙したのは兄石尾と解すべきであらう。

九五八 中野數馬、組内科人御究の時は豫め組中で申分を吟味す

(二) 中野數馬組内科人の時詮議の事 數馬組内に御究に罷出で候者これ有る時は、

前方組内召寄せ、申分吟味仕り、「自然不埒にこれ有り候て申落し候儀これ有りては、組内の恥に候間、何れも粉骨思寄り申され候様に。」と申され候由。

(二) 中野數馬 利明。(一七・註二)

九五九 智慧を附けて呉れる朋輩一門が要る、倉永利兵衛不覺の申分

(一) 中野甚右衛門浪人の事 光茂公御代、甚右衛門は御近習頭仰付けられ候。其の時分は其の身様は (二) 向陽軒に御座成され、諸役人御本丸に相詰め申し候。何事か甚右衛門より申上げ候様にと仰付け置かれ候儀、「早々書附差上げ候様に。」と、(三) 倉永利兵衛に仰付けられ候故、御本丸へ申遣はし候へども、書附参り申さず、御前より間もなく御急ぎ遊ばされ候時分、甚右衛門より利兵衛に當て様書の手紙参り候。火急の時分にて、利兵衛不念にて直に差上げ申し候。御覽遊ばされ候處に、其の書中自分事にて、「此の書附を惣べて持参仕る筈に候間、御前へは持参仕り候分に、仰上げられ下さるべし。」などと、され事など書載これ有り候。以ての外御立腹、「則ち相究め候様に。」と御意成され候。(四) 將監申上げ候は、「御改めに及び申す儀にて御座なく候。即ち科仰付けられ候様に。」と申上げ候に付て、浪人仰付けられ候。利兵衛痛み入り、「引取り申すべし。」と申し候へども、將監より差留め、「甚右衛門に憎しみ有りて致されたる事にてはこれ無く、彼の者運盡き申し候故にて候。」と申され候に付て、利兵衛は別條なく相勤め申し候由。或は云ふ、利兵衛申分、今一段足り申さず候。

「甚右衛門自分の筆談仕り候を、私大方にて御前に差上げ、甚右衛門科仰付けられ候へば、私讒言仕り候同前にて候。諸人に面目も御座無く候。甚右衛門同前の無調法にて御座候間御奉公相勤め申すものにて御座無く、則ち引取り申し候。」由申すべきなり。斯様の事心おくれて申し得ぬにてもこれ無く候へども、時に至り見え申さぬものにて候。其の時、智慧を附けて呉れ候。朋輩一門、豫て申し談じ置くべき事なりと。

(一) 中野甚右衛門 名は就明。神右衛門とも書いた。平右衛門宗明(數馬利明の弟)の子で、神右衛門清明の傍系玄孫に當る。光茂時代御側頭役を勤め、タイ捨流劍術に長じ、山本常朝を始め其の指南を受くる者が多かつた。享保十四年七月十四日歿。年七十一。法名遠岳院寂宗日見。

(二) 向陽軒 光茂の住居。(六二〇・註一)

(三) 倉永利兵衛 良清(三四三・註五)。本文後段、流布本に、利兵衛が甚右衛門と同罪の氣持で引取り、其の旨殿様に申上げたやうになつてゐるのは誤で、反對に、其の擧に出でなかつたことを非難してゐるのである。

(四) 將監 中野將監正包。(二七・註三)

九六〇 鍋島主水、仲悪しき久納市右衛門の加増を藩主勝茂に勧む

(一) 久納市右衛門儀御加増の事 市右衛門儀別けて御用に相立ち候に付て、御加増下されたく思召され候へども、(二) 主水殿と市右衛門仲悪しく候故、御遠慮にて御加増等をも仰付けられず候。然る處、市右衛門宅に御成り遊ばさるゝ筈に候段、主水殿これを

承られ、勝茂公へ、「市右衛門御用に相立ち申し候間、此の節加増下され然るべき」由申上げられ候。御大慶大方ならず、即ち市右衛門召出され、御加増下され、「主水心入直り、安堵至極に候。禮に参り候へ。」と御意なされ候。市右衛門悦び、直ちに主水殿へ参られ候て、御加増の御取成しの御禮、且又、御成りに付て薄縁三百枚下し置かれ、辱く存じ奉り候由、深々禮謝申し達せられ候。聞次ぎの者、主水殿へ申し達し候處、即ち面談にて、「其方奉公に精出し候故、御加増の儀は申上げ候。殿成御りに付て、薄縁遣はし候。會て其方と仲直り候儀は罷成らず候。即ち罷歸らるべく候。重ねて此方へ参らるまじく候。薄縁取返し候様に。」と申付けられ、即ち取返し申し候。其の後、主水殿死去前に、市右衛門を招き、「其方事御用に立つ人にて候へども、自慢香りの心これあり候。それ故、我等一生仲悪しくいたし、其方を押へ置き申し候。我が死後に、其方を押へ申す人これなく候。随分譲り候て、御用に立ち申され候様に。」と御申し候。市右衛門感涙を流し、罷歸り候由。

(一) 久納市右衛門 茂俊。(七四八・註一)

(二) 主水 鍋島茂里(九六七・註二)。主水茂里は初め鍋島直茂の養子となり、勝茂誕生の爲別に一家を立てたのであるから、勝茂は茂里を尊重してゐた。

九六一 内田正右衛門の介錯問答「首に墨を引き差出され候へ」

内田正右衛門介錯返答の事 或人、御本丸御式臺にて、數人の内に、正右衛門へ申さ

れ候は、「御手前は劍術指南の由、平生の氣質に候へば、さぞあらき指南にてこれある

べし。介錯など頼み候はゞ、天邊など (一) 打つべづらるべし。」と申され候。正右衛門

取合ひには、「左様に致したるものにてこれなく候。御自分の首に墨を引き差出され候

へ。一分も違はず切つて見せ申すべし。」と申し候由。

(一) 打つべづる 削ること。打つは意を強むる接頭語。(九四六參照)。

九六二 永山六郎左衛門、行列を割つた他家の侍を下水に投込む

(一) 永山六郎左衛門行列わり候者を投げ候事 光茂公御在府、何方御出の時、六郎

左衛門御乗物棒先に立ち、御供仕り候節、何方の侍、不圖参り懸り、御行列に歩み

込み候。六郎左衛門走り懸り、右の侍を捕へ、下水に投込み申し候。さ候て、其

の儘傍に控へ、御行列に向ひ、「永山六郎左衛門家來残り候へ。」と申し候て、右の侍

に、「申分これ無きや。」と申し候へば、「御免成され候へ。」と申し候て、罷通り候。御

歸以後、今日御供の者、方々御出成され、太儀仕り候間、御酒拜領仰付けられ候由

に付、何れも罷出で候處、御出成され候て、「何れも太儀仕り候。 (二) 御酒下され

候様に。六郎左衛門も御酒下され候へ。」と計り御意、右の一通り始終兎角これ無く

候。

- (一) 永山六郎左衛門 貞宣。(八六五・註一)
(二) 御酒下され候様に 酒を飲むやうに、の意。

九六三 永山六郎左衛門、道中で物乞の浪人を面責、腹切れと戒む

同道中にて浪人者へ取合ひの事 六郎左衛門東海道濱松に罷通り候時分、宿外れにて、物貰居り申し候が、六郎左衛門駕籠に向ひ、「越後浪人にて候が、路錢に詰り難儀仕り候。士は互の事に候。御見次ぎ下され候へ。」と申し候。六郎左衛門立腹致し、「士は互の儀とは推參なる事を申し候。我等などその體になり候時は、腹を切り申し候。路錢なくて恥をさらすべきよりは、そこにて腹を切り候へ。」と申し候に付、立去り申し候由。

九六四 野副次郎左衛門の介錯請合、「致手これ無く候はゞ某仕るべく候」

(一) 野副次郎左衛門介錯請合の事 主水殿組内、内田吉左衛門切腹に付、主水殿方にて組中集り、介錯人詮議の時、誰にても一言も申さず、時移り申し候。其の節次郎左衛門末座より罷出で、「斯様の儀は、身上高下人柄にもより申すまじく候。致手これ無く候はゞ、某仕るべく候。」と申し候て、相仕舞ひ申し候由。助右衛門殿話。

(二) 野副次郎左衛門 名は遠雪。次郎左衛門遠正の末子で、兄清左衛門遠光の養子となつた。寶永八年正月歿。法名道源淨達。

九六五 横口與兵衛、腹切り損ねた者に掛聲をかけて切らせ介錯す

(一) 横口與兵衛介錯の事 與兵衛一生數人介錯仕り候。金原何某切腹仕り候節、與兵衛介錯請合ひ、腹に刀を立て引廻し候處に、廻り兼ね申し候。與兵衛側に寄り、エイ聲を懸け、地踏み仕り候。其の勢にて一文字に引廻し申し候。介錯相仕舞ひ候上にて、「兼て他事なく寄合ひ候者を。」と、落涙仕り候由。助右衛門殿話。

(二) 横口與兵衛 孝澄。與一左衛門の子で、鍋島主人組であつた。

九六六 介錯の仕方、當時は打落したがい、首五十切つた者の話

何某介錯の時皮少し懸り候事 何某切腹の時、介錯の人首打落し候へば、皮少し懸り申し、御目付衆、「かゝり候。」と申され候。介錯人立腹いたし、首を掴み切落し、目より高く差上げ、「御覽成され候や。」と申し候て、無興に相見え候由。助右衛門殿話。

古來の詮議には、首飛び申す事もこれ有るものに候。檢使の方へなど飛び申さざる様にと候て、皮を少し切殘し申したるがよく候と申し候由。然れども當時は打落し

たるがよきなり。又首五十切りたる者の話に、「首によりて一つの胴ほどに手ごたへするもこれ有り候。初め首三つ計り切り候迄は、手に覚え申さず、よく切れ申し候。四つ五つに成り候ては、餘程手ごたへ致すものに候。とかく大事のものに候間、いつにても平地迄と思召し候はゞ、仕損じ有るまじき」と申し候なり。

九六七

鍋島主水、臨終に弟安藝に大阪の役を豫言し乗所を教ふ

(一) 主水殿末期に (二) 安藝殿へ話の事 (三) 佐留志にて主水殿病氣差詰められ候時分、安藝殿申され候は、「仰置かるゝ儀ども御座候はゞ承るべき」由、申され候。主水殿答に、「申し置き度き事も候へども、役に立つまじ。」と申され候に付て、「是非承り置くべく。」と安藝殿申され候。主水殿申され候は、「今五年過ぎ候はゞ、大阪に一亂出來申すべく候。當時の様子を考ふるに、その時が天下の弓矢の仕舞にてこれあるべく候。然れば、我人かせぎ申す時節に候。我存命ならば一番乗をして殿に加増させ申すべくと存居り候へども、本望を遂げず残念の事に候。大阪の城は名城なれば、乗落すこと成りがたし。我數年伺ひ考へて、唯一所見附け置きたり。」と申され候。安藝殿これと承られ、「御心安く候へ。御死後に某乗落し申すべく候。乗所は何方にて候や、御教へ召置かれ候様に。」と申され候。主水殿申され候は、「弓矢の事は、其方とて

も我等にかはる事なし。それにて成る事にあらず。功を積みて、人にゆるされねばならぬ事なり。殿を自由に扱ふ事、其方は我等が様にならず。今こそ城の乗りしほと思ふ時、その儘乗らねば、人もかせぎて其の口を早乗るなり。其方乗落すべしと申し候ても、殿を初め、人が請合ひ申すまじく候。例の（四）ねば口十右衛門などが、大事でござる／＼と云ひて、御詮議初めたらば、その間に人が乗取るべきなり。我等存生に候へば、殿にも人にも構はず、その儘乗落すなり。右乗所は××が島唯一所なり。日本にて此所を知りて乗込むべき者は、蜂須賀一人なり。多分蜂須賀が手柄になるべし。」と申され候。さて、大阪一亂年數少しも違はず、安藝殿態と罷登られ候へども相叶はず、主水殿申分少しも相違これなく候。安藝殿はこの事別けて残念と存居られ候處に、（五）原ノ城一亂出來候に付、この節一番乗致し、討死と存じはまれ候。主水殿、末期迄召し候夜着を形見に貰ひ置き申され候を、陣中にても着致し罷在られ候なり。右夜着の切れ、（六）深堀新左衛門所にこれあり候なり。右は大阪冬陣の事にて候や、追て考ふべきなり。

（二）主水殿 鍋島主水茂里。實は石井二男家石井安藝守信忠の嫡子である。鍋島直茂四十歳になつて男子がなかつたので、茂里の器量を見込んで實子伊勢龍姫の婿養子としたが、後勝茂誕生の

ため、茂里には別に神埼郡横岳（西郷村）の舊地三千石を與へて一家を立てさせた。幼名太郎五郎。次いで左衛門大夫平五郎と改め、後に主水佑茂里と稱した。安藝守茂賢（深堀）の兄である。十六歳で島原陣に従ひ、爾來諸所の戰に武功を立て、殊に入院の合戰には兄弟共に先陣として殊勳を奏した。後杵島郡佐留志を知行し、内千石を佐賀郡下嘉瀬に地替、慶長十五年正月、尾張名古屋城普請手傳奉行を勤めたが、病氣のため歸國、佐留志の別館に赴いて療養し、同年八月八日歿した。年四十二。法名見性院法山日妙。墓は佐賀郡本庄村大字鹿子上飯盛妙玉寺及び神埼郡仁比山村大字志波屋眞龍寺にある。妙玉寺は日蓮宗、眞龍寺は曹洞宗であるが、口碑に、日蓮の「禪天魔」云々から、殿様が禪宗で地獄に行かれるなら、自分も地獄の御供する、といつて禪宗に改宗したと傳へられてゐる。

(二) 安藝殿 主水の弟安藝守茂賢^{しげまさ}。(一二〇二・註一)

(三) 佐留志 杵島郡江北村大字佐留志。茂里は慶長十五年正月から佐留志の別館で病氣を養ひ、同年八月八日歿した。本文は、その臨終の物語である。時に主水四十二歳、安藝四十歳であつた。

(四) ねば口十右衛門 通稱十右衛門で、ねばく物を言ふ人であつたらしい。成富兵庫茂安は、その頃十右衛門と稱し、慶長十五年は五十一歳であるから、これは、おそらく茂安の事であらう。遠謀深慮の半面には、かうした綽名もあつたものと思はれる。茂安は大阪陣にも出陣したが『成富家譜』に、次のやうな一節がある。

この時、××が崎の取出を、當家（鍋島家をいふ）より攻められけるに、茂安が聳成富藏人安利、家の上にのぼり、敵の人數を見計り候節、鐵砲繁く、藏人危く見えし故、下より、「鐵砲繁く候間、早々下り候へ。」と口々に申す。藏人、「鐵砲きびしきとて、武士の見るべき事を見ずして下へ逃げ下るものか。」と高聲に呼びて、猶敵に向つて立ち上る。茂安、藏人が機を察

し、足輕に下知し、急に家に火を懸け「藏人早く下り候へ。既に家に火懸りたり。遅く下りなば犬死すべし。」と云ひし故、藏人家より下りて死を致さず。茂安が慮の程を、諸人大いに感ず。

- (五) 原ノ城一亂 寛永十四 五年の島原亂。寛永十四年は安藝六十七歳であつた。
 (六) 深堀新左衛門 名は正庸。(九二三・註二)

九六八 岩村内藏助、若殿に判金を見せ又御杖を上げた近侍を叱責す

(一) 岩村内藏助御意見申上げ候事 綱茂公御幼少の時分、内藏助を年寄役に仰付けられ候。或時、御前に判金御座候を、内藏助見候て、「これは如何様の儀にて御前に出し候や。」と、御側の衆に申され候へば、「唯今御進物に参り候。由聞召され、終に御覽遊ばされず候と、御意なされ候に付て、御目につけて候。」由申し候。内藏助承り、「御大人に斯様のいやしきものを御目につけて候儀、不調法千萬の儀に候。御前にも御覽遊ばさるゝものにてこれなくと、思召し上げらるべく候。御側の衆相睹み候様に。」と、きびしく叱り申され候由。又綱茂公御廿年の頃、(二) 苗木山御屋敷へ御慰みに御越しなされ、御屋敷近くになり、御杖を御乞ひなされ候。御草履取(三) 三浦治部左衛門御杖を作り、差上げ申すべく持ち通り候を、内藏助見候て即ち取押へ、折り捨て申され候。さ候て、治部左衛門を叱り、「大事の若殿を腰なえに仕なすか。たと

ひ御意ごいと候まうても、御杖ごづえ上げ申まをさる筈はずに候まう。御側ごそばの者共ものども不調法ふてうはふ。」の由よし、以てもつの外叱ほかしり申まをされ候まう由よし。右治部左衛門みぎちぶさゑもん、後手明槍迄立身仕り候のちて、あきやうまでつしんつかまつ。治部左衛門直ちぶさゑもんぢきの話はなしに承りうけまは候まう由よし。常朝御話じやうちやうごはなしなり。

(一) 岩村内藏助 名は貞昭。初名新右衛門。(四〇一・註三)

(二) 苗木山御屋敷 江戸の鍋島家屋敷。(七六一「江戸御屋敷の事」参照)

(三) 三浦治部左衛門 名は澄淵。彦右衛門澄利の子で、手明槍から萬治二年侍となつた。

九六九 杉本道碩、醉狂人に「やれく強みを出しをる」と取合はす

すきもとだうせきくわうじん 杉本道碩醉狂人へ取合とりあひの事こと 長崎御越ながさきごしの節せつ、道碩所持だうせきしよちの煙草盆たばこぼんを、中臺所小屋ちうだいじやうこやに持も参り召まゐさせられ候まうに付て、煙草盆たばこぼんは其そのの儘差置ままざしおき罷出まひい候まう。何某右たばこ盆なにがしきけみを取り、二階かいに持もち上り置おき申まをし候まう處ところに、道碩参り、たばこ盆ぼんを尋ね申たづし候まう。何某酒醉なにがしざけみの上うへにて、二階かいより申まをし候まうは、「爰こゝに持もち上り置おき候まう。侍さむらひに盗沙汰ぬすみざたを懸かけ候まうや。不届ふてき」の由申よしまをし候まう。其の時道碩そのときだうせきはしごを二三段上り、上を見候うへをみまうて、「やれく強みを出しをる。」など申捨まじすて、御屋形おんやがたへ罷出まひい候まう由よし。

九七〇 石井甚左衛門見事の切腹、「曲者は死場平生と替らぬもの」

(一) 石井甚左衛門申分いしゐじんざゑもんまゐりぶんの事こと 甚左衛門儀じんざゑもんぎ、江戸御留守居詰えどおるすゐづめの時とき、御屋形おんやがたにて博奕仕ばくえきつかまつり、相手あひて (二) 石井奎之助いしゐもくのすけが大小だいせうを取り申まをし候まう。此このの事こと顯然けんぜんに付つて、兩人切腹りうにんせつぷく、御居間番おゐまばん

(三) 松野喜兵衛江戸にて死罪に仰付けられ候なり。親十郎太夫浪人仰付けられ候。十郎太夫江戸詰に付て、俸を召連れ罷越し申し候。甚左衛門御國許召寄せられ、御究めの上(巴揚屋へ入れ置かれ候。御家老中御引合の節、甚左衛門博突一通り詳かに申出で候。上にて申し候は、「私仕出し候悪事にて當時揚屋に入れ置かれ、追附御仕置仰付けらるべしと相待ち罷在る迄に候へば、少しも存じ残し候事、素より御座無く候。然れども唯一事無念の儀御座候て晝夜口惜しく存じ候。其の仔細は、揚屋の樋の下、鎖おろしにて御座候。侍も斯様に成り候よりは、樋の下をもぐり逃げ申すべきものと相聞え候儀無念千萬に存じ候。」と申し候。由。扱又御仕置の時分、(五藤井嘉平次寺へ見舞ひ候へば、暇乞の盃事仕り、肴に(六田芋を取り、半分嚙みわり、小聲にて申し候は、「是は出で申すまじきや。」と申し候に付て、「何しに出で申すべきや。」と嘉平次申し候へば、「いや胸つまり、中々吞込まるゝ物にてなく、切口に有りて見苦しかるべし。」と申し候て、捨て申し候。さ候て嘉平次に潜かに申し候は、「我等は口を利きたる者に候が、今思ふに、すくたれにて候。死場にて若し這廻り候はゞ、兼ての事候間、早く仕舞くれ申さるべく候。仔細は曲者は死場平生と替らざるものと承り候。昨夜迄相替らず候。寺に参り候てより相替り、無念に候。」と申し候。介

錯大塚貞助にて候。別けて死場よく候由、嘉平次直の話なり。

(二) 石井甚左衛門 石井一黨の内であらうが、石井系圖にも見當らない。本文は綱茂時代寶永二年十二月の事である。

(三) 石井奎之助 宗道。傳兵衛宗明の子である。傳兵衛初め十郎太夫と稱し、此の時浪人仰付けられ、享保元年歸參した。

(四) 松野喜兵衛 綱茂時代手明槍で、江戸詰御居間番であつた。

(五) 揚屋 江戸時代下級侍の未決囚を收容した牢屋。

(六) 藤井嘉平次 清右衛門治明の男で、後久兵衛師明と改め、入道して一雄軒と號した。寶藏院流の槍術家で、享保十七年藩主宗茂の槍術御師範を仰付けられた。寛延三年十月歿。法名一雄軒義山勇虎。

(六) 田芋 里芋のこと。

九七一 石井三郎太夫途中の好意、淺野の使者番若侍を感激さす

(一) 石井三郎太夫安藝の使者番取合の事 三郎太夫江戸留守居の時、御使者に罷出で、山下町の廻り角乗廻し候節、何方の使者番の抜箱持、馬の跡に突當て候時、跡反いたし、忽ち反殺し申し候。右の主人、馬より下り、「拙者は (二) 松平安藝守家來何某と申す者にて候。唯今の一通り御覽届けられ候や。」と申し候。三郎太夫馬より下り候て、「成程見届け申し候。さりながら御斷申すわけにてもこれ無く、其許御ひけに成り候事にてこれ無く候。前足にて踏み候はゞ無調法に候へども、跡足の儀にて殊に

障り申さず候へば反ね申さざるものに候。時の御不仕合はせと申すものに候。先々御難儀にこれ有るべく候。此方用聞所へ御出で御養生、御用事等をも仰付けらるべく候。拙者は急用にて何方へ罷越し候。由申し候て、龜屋彦左衛門所へ引附け候へば、右の人申し候は、「仰聞けられ候儀御尤もに承り落ち候。拙者儀頃日迄小姓役相勤め、近日前髪取り、使者番申付けられ、今日始めて相勤め候。頃日より朋輩共へ、江戸表の儀を稽古仕り候へども、斯様の儀了簡御座無く候。罷歸り朋輩共へ申聞かせ、私ひけに相成る事に候はゞ、追て御意を得べく候間、御屋敷御名、御長屋迄御書き下され候様に。」と申し候。三郎太夫これを承り、「御ひけに成る儀に候はゞ何時も御相手に罷成るべく候。」と申し候て、書附相渡し罷通り候。翌朝、右の人三郎太夫長屋へ参り、「朋輩共へ承り候へば、少しも別條無き儀に候。其の場御介抱忝けなき仕合はせに候。早々御禮に参り候へと申し候に付て罷出で候。由申し候て、歸り候由。廿餘りに相見え候由なり。

(一) 石井三郎太夫 忠統。六左衛門忠永の子で、御目付役を勤め、綱茂時代浪人仰付けられた。

元祿二年中野將監切腹の時檢使に立つたことがある。(一〇〇参照)

(二) 松平安藝守 本文元祿時代とすれば、廣島藩主淺野安藝守綱長であらう。綱長は延寶元年遺封を嗣ぎ安藝守と稱した。外様松平十一家の内安藝守と稱した人があるのは淺野 島津 伊達 前田 毛利の五家で、本來の十八松平にはない。